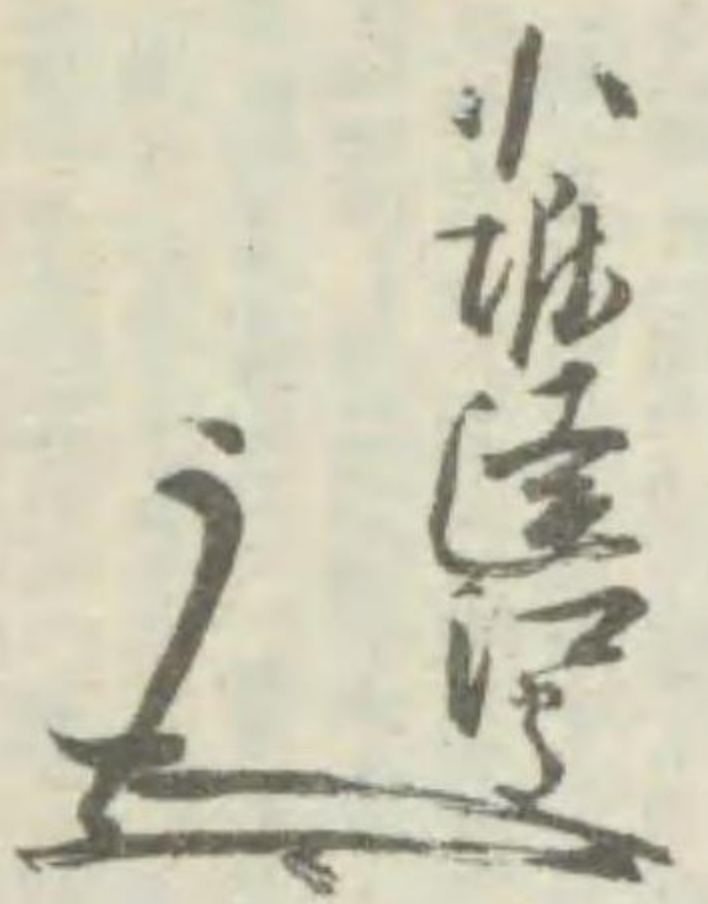


コホリ

新助、大有、宗甫、孤蓬菴、輪合庵と號す、遠江守たるを以て、世に小堀遠州と稱す。...



(集菟掛墓編料史)藏所氏冬時井橋京東

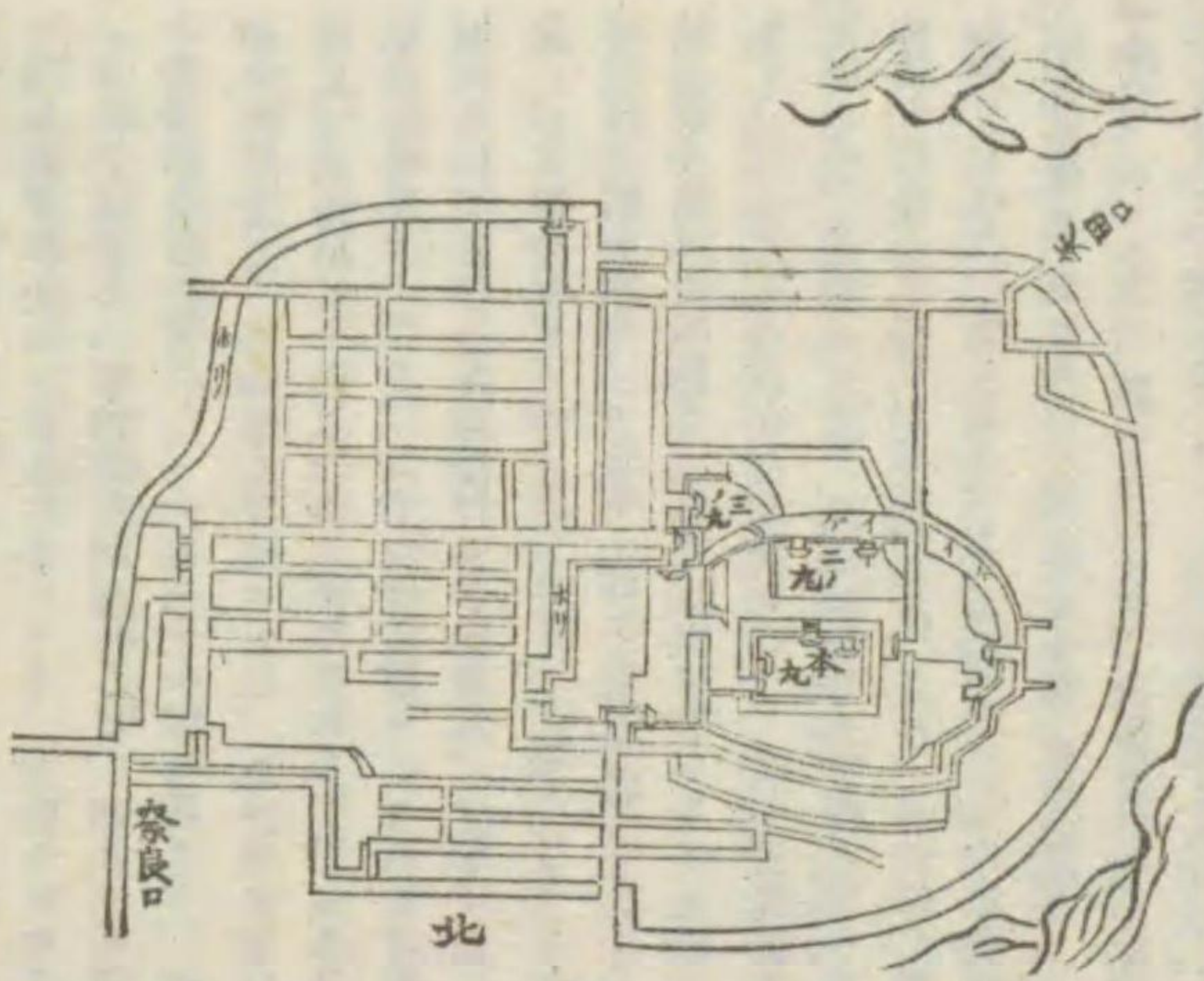


(押花一政)

後秀吉の家人となる、關ヶ原の戦役徳川家康に召され、遠江國に於て二千石を領す、元和九年伏見奉行となり、職に在る事二十餘年、正保四年二月六日卒す、年六十九、...

コホリ

定する事出藍の譽あり(藩翰譜、扶桑名畫傳、野史)コホリヤマジャウ 郡山城 所在 大和國生駒郡郡山町...



五年松平清國、寛永十六年本多政勝、子政長に傳ふ、延寶七年本多忠泰、五世に傳ふ、享保九年柳澤吉屋入封、爾後子孫世襲して明治維新に至る、食封十五萬石、同初年城を毀つ(和州舊跡備考、主圖合結記)コホリヤマジャウ 郡山城 所在 安藝國高田郡吉田町の北コホリ、一之丸、二之丸、三之丸、堀丸、一位

コホレ

の壇等備る(建武二年毛利時親此に築き、相次吉田庄の地頭たり(藩翰譜)大永三年毛利元就、多治比撥掛より郡山に入り、中國を平定し、兵威盛大四隣を壓倒す、因て郡山全山を城郭と爲す、其孫輝元の時、天正十八年城狹隘なるを患ひ、廣島に移り、郡山城を廢す(藝清通志)コホレモ 散者 ちりくになりて懸道などを退く敵をいふ(鈴鉢)

コマ 小間 江戸時代、府内に課したる役の名、間小間(キコマ)、公役小間(クヤクコマ)等の名あり、各條を見よ、コマ 高勾麗 名義 三韓の一國にて古朝鮮の地なり、コマは朝鮮語にて、コは形容詞大の義、マはマル、ムルとも云ひて、高勾麗にて城の義、大城即ち都の義なりと云ふ、故に高勾麗は正しくはコマル又はコマなるが、何時か其元音を忘却して、コクリと訓ませ、又勾を去りて専ら高麗と書き「コリ」若くは「コライ」と讀ませたるより、西洋諸國にても、この讀方に從ひて、朝鮮國を「コレア」又は「コレー」と呼ぶに至れり、我が國史に殆ど書きて、コマと訓するを常とす、是よりコマの名は、兎角獸類を連想して、益々其本義と相離るに至れり、殆どは猪の略字、高勾麗は猪種なればかくは書せしならん(建武)...

コホリ

べしと、卒木又忽本に作る)に至り沸流水上に都を定め、國を高勾麗と號し、高を以て氏とす、四方來り附く者頗多し、朱蒙沸流水に菜葉の流れ下るを見て、人の上流に居るを知り、往て之を尋ねるに、果して國あり、沸流と云ふ、其王松讓を見て驚を較べ、遂に之を降せり、又城郭宮室を營み、鞅鞞(滿洲吉林省、及び盛京省東境)の倭さん、ことを患ひて、之を攘斥し、若人北沃沮を伐て之を滅ぼす、瑠璃王の時、鮮卑(内蒙古科爾沁南境)を降し、鞅鞞を滅ぼす、漢の王莽、高勾麗をして、匈奴を伐たしむ、王命に從はず、殿尤を遣して來り撃たしむ、王尙從はず、却りて漢の邊地を侵す、と益甚し、太武神王に至りて、扶餘と戦ひて、其王を殺し、蓋馬、勾茶、樂浪を取りて、疆域を拓き、勢最盛なりしが其末に至りて、漢の光武、兵を遣し樂浪を伐ちて、其地を取りて郡縣とし、薩水(平安道清川江)以南は、漢に屬したり、再傳して其本王に至り、暴戻不仁にして、國事を恤へず、其臣杜魯の爲めに弑せらる、太子翊、不肯なるを以て、國人瑠璃王の孫宮を迎へ立つ、之を太祖王と號す、出で、東沃沮、溲那、朱那等を略し、又麗々、濊、馬韓、鮮卑と興に漢を侵し、玄菟遼東を攻め、其勢頗盛なり、深く弟遂成を信任して、威福を擅せしむ、遂成、陰に異心あり、王在位九十四年にして、遂に位を遂成に傳ふ、王者の禪位此に始る、遂成の立つや、右輔高福章及び太祖王の子を殺し、頗る兇逆なり、明臨答夫民の忍びざるに因りて之を弑す、左輔蔡支留、群臣と謀して、王の弟伯固を迎へ立つ、之を新大王と曰ふ、答夫を以て國相とす、王の子故國川王は、處士乙巴素を聘して國相とし、且其舉る者晏留を賞せしが如きは、最希世の事なりとす、又田獵に因りて、民の窮するを見て、其衣食を給し、遂に賑貸の法を立て頗る英

コホリ

明の主なりしが、其幾するや、王后子氏絶して喪を發せず、王の弟發岐の弟に往き、其位を嗣がんとことを計む、發岐從はず、又其弟延優の家に奔る、延優迎へ入れて之に飲ましむ、后遂に延優を宮に入れ、遺命を矯めて之を立つ、即ち山上王なり、發岐師を起して延優を討つ、克たすして死す、東川王の時魏と戦ひ敗れ、城を平壤に築きて都を移せり、西川王に至り、前愼(滿洲吉林省)來り寇す、王其弟遂買をして之を伐たしめ、酋長を殺す、因て遂買を封じて安國君とし、諸部震懼せり、于烽上王立ちて、叔父達固及び弟咄固を殺す、時に年穀登らず、黎民所を失ふを顧みず、大に宮室を修め、人民役に困みて流亡す、群臣諫れども聽かず、國相倉助利之を廢す、王自ら經れて死す、助利咄固の子乙弗害を民間に迎へて立つ、是を美川王とす、王薨じて故國原王位を繼ぐ、王の末年(我紀元千二十九)に至りて、始めて百濟を伐し、百濟の近肖古王も、亦精兵を出して之と戦ひ、故國原王終に流矢に中りて薨す、是より後兩國怨を結び、互に兵を出して侵伐し、廣開土王は、躬ら水軍を帥めて、百濟の諸城を攻め陥る、是より五十餘年間、兩國の戦争なかりしと雖も、其怨は尙解けず、百濟の蓋婁王、使を魏に遣して高勾麗を伐んことを乞ふ、魏從はず、又高勾麗の長壽王は、浮屠道琳をして百濟に往き、其王に勸めて、宮室權閣を壯麗にし、妄に不急の土木を興さしめ、食灰虚く人民窮し、國勢甚だ危きに及びて、自ら將として之を攻め、七日にして其城を拔き、王を殺す、蓋婁王の子文周立ちて都を熊津(忠清道公州)に徙す、其臣解仇、權を擅にし王を弑す、子三斤立つ、解仇を殺す、東城王に及びて益微弱、兩國の兵争も亦絶えたりしが、一たび新羅を救ひて高勾麗と戦ひしより、文

コホレ

香王亦來り侵せり、然れども東城王は臨瀛閣を起し、又池を穿ち圍を置き、諫者を拒ぎしを以て、終に其臣苟加の爲めに弑せらる、于武寧立ちて、苟加を討ちて之を誅せり、是より聖王の時に至りて、高勾麗の文香、安藏、陽原の諸王と戦ひしが、聖王新羅と兵を合せて高勾麗を伐たんことを謀れども、新羅の眞興王從はず、反りて高勾麗に通せしかば、聖王怒りて新羅を侵し、大に敗れて終に擊殺せらる、隋の文帝の時に當りて、高勾麗の嬰陽王、鞅鞞の衆を率ゐて遼西(滿洲盛京省西境)を侵す、文帝怒り、漢王諒等をして之を伐たしむ、偶水滌に値ひ魏轉輸がす、又疾疫あり、遂に師を還す、王も亦復れて罪を謝し之と和す、二十三年(隋大業八年)に至り、文帝の子煬帝、親ら六師を總へ、二十四軍に命じ、三十萬五千の兵を發して之を討つ、大敗して還る、明年に至り、煬帝再び師を興して遼東城を攻むれども、二十餘日にして拔けず、會々楊玄感黎陽(支那河南省衛輝府滎縣)に反す、報遼東に至る、煬帝遂に軍を引ききて還る、嬰陽王薨じて其母弟榮留王立つ、是時隋亡び、唐之に代りしに因りて、使を遣して和親を結ぶ、末年に至り、唐の太宗陰に之を取るの心あり、已にして泉蓋蘇文、王を弑して、王の姪藏を立つ、是を寶藏王とす、寶藏王三年(唐貞觀十八年)唐太宗自ら將として諸軍を指揮し新羅、百濟、奚(内蒙古東南境)契丹に命じて之を撃たしむ、遼東道行軍大總管李世勣、副大總管江夏王道宗、進みて遼水を渡り、蓋平(滿洲盛京省蓋平縣)を拔きて蓋州とす、平壤道行軍大總管張亮は、舟師を率ゐて、東萊(支那山東省萊州)より海を濟りて、卑沙城(滿洲盛京省海城縣)を襲ひて之を陥る、太宗亦自ら進みて遼東白巖(滿洲盛京省遼陽州)の二城を拔きて州と爲し、更に轉じて安市(滿洲盛京省蓋

コマガ—コマキ

の樂を教ふる事を掌る(今義解)

コマカタノジンシヤ 駒形神社

コマキウイ

古満休意 江戸の人、寛永十三年徳川家光に召されて蒔繪師となる

○休意(一)久藏(一)久藏(一)久藏(一)久藏(一)

コマキゴテン 小牧御殿 小牧城(コマキ)

コマキシヤウ 小牧城 尾張國春日井郡(今東春日井郡)小牧驛の西の山上に在り

七年九月美濃國稲葉山に移住の後廢城となりしが、

コマキ

天正十二年豊臣秀吉織田信雄と隙あり、長久手に戦ふや、徳川家康信雄を援けて秀吉を撃ち、大勝を得てより史上著名の地となる

コマキノタカヒ

小牧戦 尾張國春日井郡今東春日井郡小牧村起原豊臣秀吉、山崎の戦に於て、明智光秀を亡ぼしたる後、密に四海を統一して天下を掌握せんことを圖り、まづ織田信長の子信孝を殺し、尋で織田氏の宿將たりし柴田勝家、佐久間盛政等を平げ、瀧川一益、佐々成政等を降すに及び、更に信孝の兄なる信雄を除かんとして、利を以て其家老津川玄蕃元、岡田長門守、淺井田宮丸を誘ふ、信雄探知して大に怒り、遂に三臣を誅す、茲に於て秀吉は、信雄故なくして其其臣を殺したるを名として征討の軍を擧げたり、信雄即ち援を徳川家康に求めしかば、家康之を請して兵を出し、遂に小牧の戦を見るに至り、天正十二年三月七日、家康一萬五千餘騎を率ゐて、居城遠州濱松を發し、十三日尾張清洲に著して信雄と會し、尋で陣を小牧山に移す、會々秀吉の部將池田信輝尾張犬山城を攻めて之を陥れ、更に女婿森長一と共に、樂田羽黒の附近を侵し火を民家に放ち、茲に於て家康の部將榊原康政、奥平信昌、大須賀康高等兵を率ゐて、これを迎へ討ち大に之を破る、秀吉敗報を得て憤怒し、十二萬餘の大軍を具して大阪を發し、犬山城に著き、尋で樂田に移り、二重堀等の要害を構へて小牧山に對軍す、既にして四月三日豊臣秀次は池田信輝、森長一、堀秀政等の諸將を率ゐ、二萬有餘の兵を別ち、樂田より東方の山に沿ひ、小牧山を右に望みて、榊原、松木の地

コマノコホリ

高麗郡 武藏國 高麗郡 武藏國 高麗郡 武藏國

二寸より下つた、いかほどもあるべし、一箱を組み入んには、一尺二寸、一尺八寸、六寸、五寸總て五ツ也と云ふ、給がかわ様は大的半的などの式の如くにて、廻りには給垣を給がく、是古制を存せんが爲めなるべし、上と左右の下と、三所を串に挿て立つ、其徑の少なきなるに隨ひて、或は二所も、或は一所も挿べし、裏に文字かく事は古には無し也、又神に射てまゐらすべき時に、給がかわ様も、大的の如し、但し槍垣あらん所に七五三の筋を引也云々、長秋記大治四年十月二十六日弓場始の條に、案内云、無御射一時、懸三的小云々と見えたり、猶高忠聞書、岡本記、真丈雜記等にも見えたりは就て見よ、

コマツ

コマツシヤウ

小松城

郡小松町(原)享保四年一向宗徒の賊魁に、小松道秀と云者、北陸七國志に見ゆ、是れ古書に見えたる始めなり、爾後永祿五年朝倉義景明智光秀に、日本にての要害の地を問ふ時、加賀にては小松邊と答ふることを明智記に見ゆ、然れど城のことはいはず、同七年九月義景出馬、本折小松城陷といふこと宗滿雜談に見ゆ、是れ城の字見えたる起原なり、世俗の口碑に古の小松の地は今の本折なりといふ、本城の起原詳かならず、或は云、此地篠のみ繁茂せるを、天正四年加賀の賊魁若林長門、之を爰拂て城を築く、此地圍領たるを以て圍の小松と名づく、或は云、柴田勝家城に取立て徳山某を置くと、八年織田信長、村上次郎右衛門義明に六萬六千石を賜ひ、此城を治せしむ、慶長二年堀秀政の子秀治、越後春日山に移る時、從うて越後本莊へ遷る、因て豊臣秀吉、丹羽長重を此に封す、五年前田利長之を攻め陥り、尋で所領と爲す、利長、同族對馬長種を小松城に置く、其子孫相繼ぎて守る、寛永十六年三世利常の養老城と爲す、萬治元年薨後、前田三左衛門直之を城代とす、延寶二年直之死し、前田長成之を繼ぐ、七年城番とし、是より毎年交承して之を守り、明治維新に至る(三州志)

コマツダニゴバウ

小松谷御坊 正林寺

コマツチユウシヤウ

小松中將 平維盛

コマツチユウナゴン

小松中納言

コマツドノ

小松殿 山城國京都八條の北、堀河の西に在り、名勝志に、小松谷と云所なるべしと

コマキ

を襲ふ、家康之を探知し、大須賀康高、榊原康政、水野忠重、本多康重等に四千餘騎を授けて、本多廣孝の據りたる小幡城に入らしめ、尋で信雄と共に小牧を發す、信輝等は九日の早曉、丹羽氏重を諸和村なる岩村城に圍みて之を陥れ、堀秀政は愛知郡檜が根に、秀次は春日井郡白山林に陣して人馬を休むるに際し、本多忠勝、水野忠重等俄に起つて、秀次の營を截る、事不意に出で秀次防戦するに違あらずして敗走す、即ち勝に乗じて追撃し長久手に至る、茲に於て堀秀政は、敗軍を收め、信輝、長一と合んとしたりしが、長久手原の松原に家康信雄兵四千を率ゐて陣したるに會し、再び破られて退く、而して信輝長一は二町を距て、松山の原に屯し、軍を整へて勝敗を一時に決せんとして、時に井伊直政長久手の罪の方より出で、之に當り、諸將また來り會し、兩軍殊死して戦ひしと雖も長一はまづ流丸に當りて斃れ、信輝は永井直勝に、其子之助は安藤直次の爲めに討れ、秀次また敗れて樂田に走る、家康の兵追撃して首級を擧ぐることに實に一萬餘級に及び、秀吉樂田に在りて敗報をきき、汗馬に策ちて長久手に赴きしと雖も、家康既に兵を收めて小幡に在りしを以て、其龍泉寺に宿し、翌日更に小幡を襲はんとを圖りしが、家康其機を察し信雄と共に小牧山の木營に移りしが故に、秀吉また兵を收めて樂田に歸り、秀吉は前途の成功を急ぎしが故に、永く家康と兵を構ふるの不利なるを察し、小牧長久手敗軍の後、幾干もなかくして信雄と和し、更に家康に使用して和を求めしかば、家康も和を希望せる際なりしを以て之を諾す、爾來家康の威名頗る高く、諸將亦密かに心を傾くるもの尠ならず、隱然として勢力を著し、他日霸業を爲すの基因を爲したり(家忠日記、徳川實紀)

コマツナイフ

小松内府 平重盛(マヒラノシヤモリ)を見よ、

コマツノミカド

小松帝 光孝天皇を稱す、クラウカウテンツツツを見よ、

コマツヒキ

小松引 子日遊(ネノロノアツビ)を見よ、

コマツヤマノミサザキ

小松山陵 後田邑陵(ノチノムラノミサザキ)を見よ、

コマツルギ

狛狹 柄長くして頭に輪のある劔をいふ(漢書)

コマテウシキヨク

高麗調子曲 古島蘇(コトリツ)を見よ、

コマト

小的 射場的の一種、小さきものを云ふ、本朝軍器考に、小的は定まれの事なし、徑一尺

コマツ

コマノ

コマノハヒ

胡麻蠅 街道筋にて旅人の裝を爲し、旅人をだまし物を盗む者云ふ、倭訓栞に、護摩の灰也、ざるを無頼の徒に呼ぶのは、こをもて人をだまして錢貨をむさぼりしより、いひ出たる成べ

コマバ

し、南部にてよろしくといふと見ゆ。

コマバノウツラガリ

駒場野鶉狩

江戸幕府年中行事の一、毎年十月十一日の中吉日を撰で行はる。當日は番頭番士鷹匠は更なり、是に關する人々何れも華美に行粧し、番頭の支配によりて進退す、將軍は馬に乗り、若年寄以下近侍中典の人々騎馬にて扈從し、一同立場にて馬試あり、終に狩場に至る、番頭番士等勢子を入れて駒を狩出す、近侍の人々之に鷹を合すなり、一に小鷹狩とも云ふ、終て將軍は高處の休憩所にて番頭番士以下の馬術を上覽し、後ち一同に酒肴を賜ふ。

コマバキ

駒場野鶉狩

八代將軍吉宗の時(享保中)諸隊の駈引演習の爲め且つは親しく田圃を跋渉して農民勤苦の状を觀察せんと意にて、毎年行はるゝこととなりしより、爾來將軍家の定例となり、十三代將軍の時までは毎年行はれたりしが、十四代將軍以後は天下多事の爲めに遂に廢れたり(徳川實紀、幕府年中行事、風俗書報)。

コマバヤクエンツカリ

駒場藥園預

コマヒキ

駒場

諸國の牧場より貢進せる御馬を、天皇の御覽せらる儀、毎年八月行はる、十六日信濃國勅旨牧の馬十六疋を奉る、もと十五日なりしが朱雀院の御國忌に當るを以て十六日に改む、十七日は甲斐國種坂の牧馬、二十日は武藏國小野の牧馬四十疋を奉る、其外秩父の馬二十疋、立野の馬十五疋毎年奉る、二十三日には信濃國の馬二十疋、二十八日には上野の馬五十疋ひかる、また其駒を逢坂の關まで、官人迎に出づる事あり、駒迎へと稱す、アブサカノセキを參看、上柳陣座につき解

コマヒ

文を奏す、事はて、公卿以下次第に御馬を給はる、馬のさしつなを取りて御前に進みて一拜して退出す、殘の御馬は引分の使にて院東宮等然るべき所々に給はるなり。鎌倉の末頃より諸國の駒奉絶えて、信濃望月ばかりは、後醍醐天皇の頃まで行はれし事、建武年中行事に見えたり(九條年中行事、小野宮年中行事、江次第、年中行事抄、公事根源)。

コマヒキゼニ

駒曳錢

錢貨の一種、人の駒曳きたる形を鑄造したるに因て名づく、古へ之を厭勝に用ひたると傳ふ、一文を當の錢十文に替る(鹽尻)。

コマアエ

狛笛(高麗笛)

又伎横笛、高麗笛に作る、高麗の樂曲に之を用ふるが故に此名あり、音に越調呂、雙調呂、平調律の三音あり、而して高麗笛の壹越は唐笛より二律高し、竹にて作る、長さ一尺二寸、徑は尾端に於て三分程なり、もと横笛の尻よりさし入れらるゝ程に小なりしが、今は大なり、孔は六口にて外に吹口一つあり、蟬及び櫻皮を施し、青地綿を以て首を纏る、起原諸國何時頃より傳はりしや詳かならず、允恭天皇の時樂人の貢入ありしをみれば、當時より傳はりたるが、白河天皇の時、既に絶えしを慨かれ公滿を師として傳はせしむるゝとの説あり(○笛(フエ)の源及び、雅樂(ガカク)の挿圖參看(和名抄、樂家録、體源抄)。

コマボコ

狛鉦

高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一に執鉦舞と稱し、又花鉦樂とも云へり、中曲に拍子二十二、舞者四人、番舞打越樂、起原諸國傳に高麗の朝貢船は、五色にいろどりたる棹を執て、船をやりて入津す、其操法に象どりたる舞を作ると云ふ、依て我國に於て神樂苑大井川等

コマム

の池の面などにて、船遊びの時、龍頭首の船頭に、童部の變繪の裝束を著して棹を取りて舞ふも、これに依れるなり、舞樂(アガク)の挿圖參看(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)。

コマムカヒ

駒迎

駒奉(コマヒキ)、逢坂關(アブサカノセキ)を見よ。

コマリヨウ

狛龍(高麗龍)

壹越調三十四曲中の一、小曲なり、或は中曲と稱す(○破拍子十一、急拍子十二、舞者二人、起原諸國作者傳來共に詳かならず、競馬、行幸の時、蘇芳非と共に之を御輿の前にて奏す、舞ありしかど、後世絶えたり(樂曲口傳、禮樂志)。

コマル

釣丸

籠を巻きてかくるカギを釣といふ、籠釣丸といへば籠の房をいふ、コマムロチといふべきなり、禁裏將軍家には紫を用ひ、平人は黄赤黒と三段に染めたるものを用ふ(貞丈雜記)。

コマルジヤウ

小丸城

越前國今立郡五分一、北方二町許の所に在り、起原諸國天正三年織田信長、佐々成政を本部に封ず、成政城を築き居す、本丸壘東西二十五間、南北二十七間、高さ二丈五尺許、四方に堀あり、幅十間餘、土居高さ九尺許、櫓臺石土居の内長己の角に在り、同丑寅戌亥の方に在り、大手口櫓臺同巳午の方に在り、總堀堀南方に四返、三方に二返、東西九十間餘、南北八十間許あり、九年に至り越中富山へ移る、城遂に廢す(城述考、越前國名蹟考)。

コマルヤマジヤウ

小丸山城

能登國鹿島郡所口村、今の七尾町、原天正十年前前田利家七尾の舊城を此地に移す(起原諸國天正十一年利家金澤へ遷りてより、前田安勝、及び其男貞繼、高島定吉、中川光重をして守らしむ、慶長四年利政に鹿島

コマ

コマ

コマ

コマ

コマ

コマ

羽咋二郡を分與し、此城に居らしむ、五年利政對對、利長に附せしむ、因て又其繼をして守らしむ、寛永十六年に至りて廢城となる(三州志)。

コマ

込

刀の莖を云ふ、中込(中心)とも云ふ、柄の中に差込る故に名づく、ナカゴとも云ふ、ナカゴミの略なり(武実名目抄)。

コマカドノジンジャ

小御門神社

所在 下總國香取郡小御門村名古屋○別格官幣社 祭神 藤原師賢(クワザンケンモロカマ)參看 起原 沿革 初め此地に古墳あり、世呼んで公家墳といふ、安政年間、伊能頼則、藤原師賢の事蹟を考へ、其墓ならんことを説き、尋て清宮秀堅公家墳考を著して之を詳かにす、明治十年有志相謀りて社殿等の諸宇を建て、十四年九月に至て成る、朝廷持旨を以て小御門神社の神號を賜はり、且つ若干の金幣を賜はる、十五年官幣社に列す(官國幣社一覽、名勝地誌)。

コマカハシヤウ

小見川城

所在 下總國香取郡小見川町 祭神 足利時代土豪小見川氏に據る、後ち徳川家康松平家忠を一萬石に封じ、此城に居らしむ、慶長五年家忠伏見城に於て戦死、其子忠利襲て是に居る、六年二月利忠を三河深澤に移封し、七年土井利勝を此地に封ず、尋て十五年佐倉に移る、城遂に廢す、十七年、安藤重信封ぜらる、寛永十六年十一月内田正信一萬石にて此地を領し、陣屋を置きて治す、子孫世襲明治維新に至る(廢城考、恩榮錄)。

コマシカ

込高

江戸時代、私領にて知行渡の時、餘分に渡す高をいふ、假令は是までの知行五百石の物成四つ取の所、上地となり、三つ五分取の村方にて五百石渡るとき、先知行五百石の取米二百石を、代知物成の三つ五分にて割れば、五百七十一石四斗二升餘となる、此内先知の五百石を引渡り七十

一石四斗二升餘を込高と號して渡すなり(地方大成)。

コマノヲテテウ

後水尾天皇

御名は政仁(初はタマヒト)幼稱は三宮、法諱圓淨、系統後陽成天皇の第三皇子、御母は中和門院藤原前子、第百八代天皇、聖德太子文獻五年六月四日御降誕、慶長五年十二月親王となり、同十六年三月後陽成天皇の禪を受け、同四月十二日即位、御年十六、元和二年大坂役畢て四海統一に歸し、始めて武を假せ文を修め、昇平寧歲なり、寛永六年十一月、皇女興子に位を讓る、在位十八年、年號三、改元するもの二、讓位後院に在り政を聽くこと五十二年、延寶八年八月十九日崩す、御壽八十五、京都泉涌寺に葬る、天皇和歌を好む、また挿花を嗜み、南庭に數間の假屋を設け世に名ある者、貴賤を論ぜず多く召集して其技を闘はしめ給ふ、世に禁中の大立花と號す、天皇亦志を典故に留め、當時の年中行事を撰び親書し給ふ(皇胤紹運錄、神記、野史)。

コマ

獻

酒宴の時に盃を他に獻す事、ひと杯の酒を三杯呑むを三獻と云ふ、四季草に、獻數の事、一獻と云ふは何にても肴(すひ物も肴なり)を出し、盃銚子(ひさげも銚子に付て出る也)を出して、三度(三盃の事)勤めて、其肴の膳のものと、盃も銚子も入るは一獻也、次に又肴を出し、盃銚子を出し、三度勤めて、肴も盃も銚子も入る、是二獻也、幾獻進るとも皆同じ事也云々、松の落葉に、ひと杯の酒のむを一度といひ、三度のむを一獻といひき、なみあたる座にてさかづきを一たびめがらしむをば一巡といへり、さてもこの儀式にうるはしむは、三度と三獻とにぞありける、西宮記一の巻に、藥子嘗之、次供御第三度と見え、大鏡六の巻に、御賀荒詣の日は、社頭にて三度の御かはらけ定にて、まゐらするわざ

コマ

獻

なるを、その御時には禰宜神主も心えて、大かはらけをぞまゐらせしに云々あるなどを見れば、三度は酒のむ作法なん、西宮記一の巻、臣下大饗のくだりには、三獻問客人不(動座)四獻以後諸卿起座獻盃、と見えて、三獻もうるはしく酒のむ作法にぞありける、又同記五の卷定考のくだりに、三獻後居(粉熱飯)數巡後居(餅餅)と見え、北山抄一の卷二宮大饗のくだりには、三獻後有(音樂)數巡之後云々とあるを見れば、三獻うるはしきのみをばはりてのち、度々さかづきめがらすこともありしなり、されど、これも大かたのさだまりはありしとられつ、北山抄に、節會酒巡不(過)七許巡、而今日及三十一巡、王公唱歌擊(筚)公宴酒與延長云々、と見たり、酒といふものめば、うれひをわすれ、くすりとなるをばはりて、まじらひのむつびにもよるしく、何くれとよきことおほかるものなれど、みひすきてはあやまちもしいて、身の病ともなれば、三度三獻とかざりたるさばうありしはうべなりけり、と見えたり。

コマ

紺

染色の名、紫と青と和したる色、綾束色葉に、釋名に云、紺含也、謂(青)而含(赤)色也云々、今世青黒を以て紺と爲すも、深青の義ならん、令式の比の紺も、猶深青なるべし、其染草詳ならざれども、藍を以て染るなるべしといへり、袍衫袴袴、袴等をば此色に染め、袍は、七位以上の者著ることを得、衫は、行幸供奉の時に犬飼者用し、袴衣は、五位六位の常用となす。

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コマ

コソ

コシガ

鞍作島の創立する所なり、是より先、聖徳太子此地に生れ住せしが、十三年斑鳩宮に移御給ひし後、舊宮を鳥佛師に給ふ、佛師依て天皇の御爲めに佛像堂塔を作り、賞賜せられたる近江國坂田郡水田二十町を寺領とす、歴代編年集成に、用明天皇詔して鞍作に近江國坂田郡水田二十町を賜ふ、佛師之によりて天皇の御爲めに金剛寺を作るとなせど、今類聚國史に隨ふ(大和志料)

コシガウジ

金剛寺

(今南河内郡)天野村大字下里○天野山と號す(宗廟)眞言宗、仁和寺末寺○本尊大日如來(聖德太子)佛傳によれば、聖武天皇の勅願を以て、僧行基之を草創せりと云ふ、四百餘年を経て大に荒廢せしを、二條天皇永萬元年、高野山僧阿觀、後白河法皇に奏して寺を再興す、承安元年法皇更に高屋憲貞に命じて造營し諸伽藍悉く成る、法皇親ら金剛寺と名づけ、勅額を賜ふ、今の山門の額は即ち是なりと云ふ、翌二年阿觀始めて御影供を行ふ、治承二年金堂を建立す、四年源貞弘歸依して、先祖古傳の私願を割きて當寺に安す、後貞弘死し、石川判官代源義兼、同四至の安堵狀を與ふ、後八條院御領となす、是より以後女院、法親王攝家等の歸依深く、此等に関する文書今に現存せり、建保三年嘉陽門院、本寺を以て女人高野と稱す、元弘三年大塔宮の令旨を受け、播磨河庄を祈禱料所として賜へり、是より後醍醐天皇の崇敬深く、建武二年天皇東寺の佛舍利九粒を當山に納め、延元元年勅願寺となし、和泉大島庄を下附す、興國元年後村上天皇和泉國和田庄を寄す、又慶應四至寺領の國役等を免除したり、正平七年三月北朝の三上皇亂を避けて當山に行幸す、九年十月後村上天皇賀名生より此地に移り、食堂を以て御所とし給ふ、月見

コシガ

亭と稱するは、天皇が當時親月し給ひたる遺址なり、十四年島山國清關東より來歸したる時、天皇親心寺に遷幸し、二十三年住吉にて崩御の後も、猶南朝より天下靜謐の祈禱を命ずること屢々なり、室町時代に及びても守護及び地方武士の尊崇厚く、守護不入、寺領安堵、課役免除等の文書今に多く存せり、天正十一年九月秀吉朱印三百七石を與へ、徳川氏亦之を保護したり、維新に及び、諸堂荒廢し、七十二坊中僅に十一坊を残り、諸堂宇合せて三十二宇、京都東寺の管する所となれり○金堂は治承建立の時のものにして今特別保護に屬せり(河内名所圖會、歴史地理、觀心寺と金剛寺)

コシガウジ

金剛神

佛敎にて佛法を守護する神、手に金剛杵(武器)を持し如來の一切秘密事跡を知り、五百夜叉神を仕役して佛法を擁護す、金剛密迹天と云ふ、金剛を持する故に執金剛神と云ふ、梵語に跋闍羅波膩と言ひ、金剛手と譯す、昔王夫人千子を生む、第二の夫人二子を産む、一は梵王となりて千兒に轉法輪を請ひ、次は密迹金剛神となりて千兒の教法を護せんと願ひたりと云ふ、又一説に昔王千子を生む、其の中王子神王となりて、千佛法を護せんと誓へり、是を金剛と云ひ次を力士と云ふと、今寺門に立つる二神(即ち二王)の左なるは金剛、右なるは力士なりと、或は左右を通じて金剛力士と號すと云ふ(佛敎いろは辭典)

コシガウジ

金剛杵

僧侶修法の具、多く眞言宗にて用ふ、又五胡杵とも云ふ、鐵、或は銅にて作り、其兩尖の獨頭なるを獨鈷、三股なるを三鈷、五股なるを五鈷と云ふ、又九股なるもあり、杵は印度の武器なり、金剛杵は菩提心の義にして、此の杵を持せざれば佛道成就し難し、此の杵は能く二邊を

コシガ

運斷して中道に契ふ、中に十六菩薩位あり、亦十六空を表するを中道とす、兩邊の五股は五知五佛の義、又十波羅密を表す、能く十種煩惱を摧きて、十種の眞如を成す、三股は三密三身等、獨は一眞如の義なりと云ふ、此の杵を柄として作りたる鈴を鈴杵と云ふ(佛敎圖彙、佛敎いろは辭典)

コシガウセシヤウ

金剛山城

千早城(千ハヤシヤウ)を見よ、

コシコウドウジ

金剛童子

佛敎にて、天童を摧伏する軍神、意形の忿怒尊なり、梵語、阿利也



(載所兼圖像佛)

コシガウハウジコクク井

金剛寶寺

加掬縛日羅俱摩羅胃地薩埵、波耶摩阿薩都波耶と云ふ、其形右足に青蓮花を踏み、身の色黄雲の如く、髮赤く逆立し、上に瓔珞を著け、下に虎皮を用ひ以て、身を莊嚴にし、左手杵を取りて上げ、右手下げて施元畏を爲す(尊容抄)

コシガウフジ

金剛峰寺

紀三井寺(キミキテラ)を見よ、
都那河南、峯極重疊の上在り、高山の平地なるが故に高野と名づく○高野山と號す(宗廟)眞言宗古義派總本山也(關原)嵯峨天皇弘仁七年七月僧空海奏請して

コシガ

此地に一字の草庵を造り、翌年法城を結界し、十年金堂成り、鎮守明神を勧請し、十二王子百二十社等を崇祀して、大塔造營を始め、爾來諸堂精舎漸くに創建せり、之を名づけて金剛峯寺と號す、勅して御願寺國家鎮護の道場とす、永和二年三月空海入定す、六弟子定身を三山の間に安置す、今の奥院是なり(關原)眞然僧正空海の遺志を繼ぎ、伽藍を建設して大成せり、昌泰三年十月、延喜五年八月兩度宇多法皇奥院に幸し給ふ、後無空峯禪觀實の時、三十帖册子の争の爲め、大に荒廢す、其後雅真祈禱等相次ぎて出で、伽藍殿堂の興隆に務めたるを以て、治安三年には關白道長の參詣あり、寛治二年二月、五年二月兩度白河上皇の御幸あり、實に祈禱は第二中興の祖たり、後覺護出で宗義を興し、大傳法院を建て、鳥羽上皇の信仰を得たり、故を以て上皇幸するに三度、保延六年覺護衆徒に逐はれて根來に奔る、仁安四年後白河法皇、承元元年後鳥羽上皇御幸あり、是より先後鳥羽天皇の時隈阿上人あり、後白河法皇源賴朝の信賴に依り、根本大塔を修造し、供養料用途として、備後國太田庄を受く、正嘉二年後嵯峨上皇、正和二年後宇多法皇御幸あり、元弘元年大塔宮暫く山内に籠居し給ふ、延元三年後醍醐天皇賊賊の祈願あり、當國名手庄を賜ふ、正平十一年光嚴上皇、天壽五年長慶天皇御幸あり、又足利尊氏等之を信仰して屢々安堵の御教書を下す、嘉吉年間より隣國の奸雄等領地を押奪し、山内に亂入せんとすること屢々なり、因て山内兵甲を備へて之を防ぐ、元龜中織田信長僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む、大衆能く防ぎ之を退く、天正十三年豐臣秀吉領地を削りて武家に納れんとす、山徒應ぜず、秀吉怒つて根來剿滅の勢に乗じ來攻せんとす、應其上

コシガ

人慨然然に請うて自ら根來の陣營に至り、兵を罷めんと乞ふ、秀吉其志を憐み、押領の新地を削りて、大師の舊地を安堵す、文祿三年秀吉登山して佛事を營み大に堂塔を復興す、又青嚴寺與山寺の兩巨刹を創建す、茲に於て諸伽藍再び舊觀に復す、徳川氏亦舊領を安堵す、僧徒領内の政治を行ひ、江戸に參勤し、獻上拜領御朱印書替等總て、諸侯と格式を同うす、古來皇室の勅賜を始め、皇族公卿武將等の莊園を寄附せし事枚擧に堪へず、元和以降天下の諸侯悉く檀契を結び、領地二萬一千石の外、諸院へ寄す料地甚だ多し、文久三年天誅組の騷亂あり、慶應三年十二月鷲尾侍従の兵を率ゐて登山し、勤王佐幕の意を問ふ、滿山一致して勤王の意を表す、金光院(今の西室院)を本陣として屯營し、以て近藩を鎮撫す、明治元年正月全軍大阪に向ふ、二月繪旨を賜うて天下泰平萬民安堵の祈禱を修す、四年領地及び山林に離れて孤立となる、昔時最も隆盛を極めし日には七千七百餘坊ありしと云へるが、此の劇變に遭遇してより、大に減少し、加ふるに、二十一年の大火に衰頹其極に達す、爾來衆徒奮勵して復興につとめ、現存の寺院百三十餘箇寺ありと云ふ○山内を分て、壇場(一山の中央にして根本大塔、金堂、御影堂、灌頂堂、准胝堂、東塔、西塔、鎮守孔雀堂、愛染堂、大會堂、中門等)西院谷(山内の西に在るを以て名づく、大門あり)南谷(壇場の南に在るを以て名づく、勸學院等あり)一心院谷(山内の乾に在り、不動坂より登れば此谷に入る、參詣人取調所、金輪塔、不動堂あり、不動堂は建久八年八條院御願として建立する所、特別保護に屬す)五寶谷(一心院谷の東に在り、徳川祖宗靈舎福智院南院道助親王墓等あり)千手院谷(五寶谷の東に在り、千手觀音堂、無量光院、普門院等あり)本中院谷(一心院谷

コシガ

の南に在り、空海住房の地なる故に名づく、金剛峯寺、大學林、六時鐘あり)谷上(東流の水源地なる故に名づく、正智院、無量壽院等あり)小田原谷(千手院の南に在り、金剛三昧院、蓮華院、安養院等あり)蓮華谷(小田原谷の東に在り、三寶院、不動院、北室院、赤松院、阿彌堂等あり)東谷(山内の東隅に川を隔て、一區域を爲す)奥院(一の橋より翠尾山に至る二十餘町の間を總稱す、燈籠堂、骨堂、一切經藏、御廟等あり)に分る、今壇場以下著名なるものにつきて概説すべし○金剛峯寺 本中院谷に在り、眞然僧正の廟所たり文祿、元年豐太閤母堂天瑞寺殿の爲めに、奥山上人に命じて此地に一巨刹を建立し、剃髮寺と號す、翌年落成し母堂の片號を取り、青嚴寺と改む、即ち當刹の舊跡なり、時に那賀郡に於て一萬石の領地、並に造營料米一萬石を賜へり、三年三月秀吉母公の法會を修す、四年七月豐臣秀次當時柳の間に於て自裁し殉死六人あり、江戸時代一山の貫主寺と爲し、累世寺務檢校住持す、乃ち青嚴寺領として三千石を充て、内千石を檢校賄料とす、爾來皇室皇族及び公儀の諸法會は、當寺乃至大塔金堂に於て之を修行す、明治元年九月太政官達を以て三派を廢し、金剛峯寺の舊號を復し、青嚴寺號を他に移し、當寺を以て即ち金剛峯寺とせらる、爾來猶一山貫主の住寺たり○大門 金剛峯寺の總門、一山の大手にて、西口に在り、初空海西下五町計の所に華表を建て、大門とせしが、保延の末年再建し、寛喜二年此處に移して樓門に造る、嘉祿三年成功す、正平年間再建、後村上天皇勅して修營料を賜ふ、天正五年五月、野火の爲めに累焼す、慶長年間應其上入豐太閤の遺命に依りて造營す、元祿元年正月樵夫の篝火の餘燼より炎上す、十三年五月遺營、十六年九月上棟、寶永二年八月十七日

コシガ

落慶供養す○中門 壇上、毘沙門澤の前、金堂正面の下に在り、十間に三間五寸の樓門なり、大師の高弟實惠僧部の創建にして、初めは十二石階の上に在りしを、永治元年此地に移して再建せり、屢々焼失し、屢々建立す、天保十四年の大火に類焼して後再營未だ成らず○金堂 壇場の中央に在り、十四間四面二層の樓殿、本尊藥師如來丈六金色座像(傳大師作)脇士(東方)金剛薩埵、普賢延命薩埵、不動明王、中壇には舍利塔あり、空海の創建にして、弘仁十年に成る、初めは講堂と稱す、後ち御願堂となる、正暦五年大塔雷火に罹りて焼失す、長徳四年勅して國司大江景理をして再造せしむ、其功を竣ずして卒す、後の國司橘公實源能等相續きて大成せり、久安五年又大塔雷火の爲めに類焼す、翌六年造畢す、永正十八年西院の大火に類焼す、勅許を蒙り五畿七道に勸進す、時に世大亂に際し鴻業未だならず、天正十三年秋、豐臣秀吉母公造修菩提の爲め、應其上人に命じて當堂を復興せしむ、其營料として米一萬石、雜用として三千石及び黄金千枚を賜はり、又吉野郷中に朱印を下して用材を寄せられしを以て、翌十四年九月落慶供養を修す、寛永七年又焼失す、衆徒江戶幕府に訴へ屢々再建を請ふ、享保十二年台許あり、元文元年に及びて落成す、此時始めて二層樓銅瓦葺に改む、天保十四年大塔炎上、又餘焰に罹りしを台命に依りて再興し、萬延元年九月落成す、即ち今の堂なり、莊飾華麗ならずして、結構善美を盡す、其高麗雅巧實に世界第一と稱す、恒規法會は、長日行法(永世毎日不斷勤修、天下泰平の爲なり)修正會(舊曆正月初三七日勤行す、嵯峨天皇の勅願にして、天下泰平の御祈禱なり)仁王會(同正月十一日勤行す、天長三年大師始めて行す、畿國利民の精神なり)講社會(同二月

十六日より六十日間亡靈菩提のために勤行す)春彼岸會(仲春前後七日間)結緣灌頂(同三月廿六七八の三日修行す)不斷經(同七月七日より十三日まで)秋彼岸會(仲秋の前後七日の間)後醍醐天皇御國忌(御遠忌毎に勤行す)御歴代先皇御法事(春秋二季皇靈祭日)其他御國忌乃至臨時大法會は此堂にて勤修す○根本大塔 金堂の東北に在り、十六間四面高十六丈多寶塔銅瓦葺なり、本尊五佛(中尊胎藏界大日如來(金色座像)御丈八尺五寸後光一丈五尺五寸蓮臺五尺五寸總高二丈九尺五寸阿闍佛(異方)寶性佛(坤方)阿彌陀佛(乾方)不空成就佛(良方)四佛金剛界なり、八葉華の中臺に聳立し、内外兩院の中央を鎮す、金剛峯寺の名號は此寶塔に因りて起る、高十六丈は十六大菩薩を標し、柱四十九本は摩尼殿の四十九院に擬す、南天の鐵塔を模して、密嚴の根本を示す、日本最初の寶塔なりと云ふ、弘仁十年空海金堂を創立し、後上奏して此塔を創建し勸願とし給ふ、全く成りしは二世僧正の代にあり、正暦五年雷火に災す、康和五年再建する、久安五年又雷火に燒失す、同年宣旨を賜ひて造營す、平忠盛清盛父子相繼ぎて監司す、保元元年落成す、此時清盛自から頭血を取りて大曼荼羅の中尊を彩す、之を血曼荼羅と稱す(今猶存す)壽永以後源平の亂にて大塔荒廢す、僧徒阿之を憂ひ、後白河法皇に奏請し、備後國太田庄を受け、長日不斷曼荼羅を修し、且根本大塔も興行せり、貞應二年破壞に及ぶを以て、源光院良印發願して公武に訴へ海内に勸進し、靈應十六年を経て經營成就す、時人其功勞を賞して大塔上人と稱す、永正十八年西院谷の大火に果焼す、繪旨を賜はりし阿本阿純の兩木食諸州に勸進せしむ、戰亂の時なるを以て成らず、文祿三年豐太郎發願諸伽藍を造立す、同四年大塔の上層を造

る、慶長二年落慶供養を修す、勅使登山あり、寛永七年雷火に燒かる、寺務檢校有盛幕府に訴へて大塔再興を歎願す(山主は一山不出の古法あり、宥盛師は官を棄て、行きしなり)將軍家光其老年の悵志を慰みて之を許し、本多因幡戶川土佐の兩使に監司を命じて二十年に至りて竣功す、天保十四年大火に罹りて焼失す、明治十四年七月再建并始めを舉行す、而して功未だ成らず○御影堂 七間四面寶形造、本尊弘法大師、初めは持佛堂、念誦堂又は庵室とも稱せり、後ち實惠眞然等大師の影像を安置せしよりかく名づく、本尊大師の影像は、入定の前、眞如親王其聖像を寫し給ひ、大師自から開眼する所の尊像あり、現今の堂宇は、弘化五年紀伊侯權主となりて建造せし所なり○三鈷松 御影堂の前に在り、瑞籬を繞らせり、大師居士より歸航の時密教相應の靈地を得んとし、八祖相承の三鈷杵を明州の津より投ぐ、歸朝の後此山を奏請し、荒蕪を艾り夷ぐるに方り、かの三鈷光明を放つて此松梢に掛れり、因て益々靈地なることを感じ、其地に大塔を建て、松樹を此地に移し植うと云、應仁元年枯稿せしを以て、其實生を植繼げり、又元祿三年植替へ、第三代の松今二本立並ぶ○御社 本殿二社相並び、總社一殿三扉以上三股皆金碧燦爛たり、瑞籬十六間三尺、中央に鳥居あり、皆丹聖なり、前に拜殿あり、其前に華表あり、天野山上の二つ鳥居は此社の第一華表なり、第一社丹生部姫明神第二社高野御子明神總社十二王子百二十番神及び摩利支天を祀る、空海弘仁十年五月天野神社を勸請して、鎮守明神、即ち山王と尊崇す、爾來今に至りて大師明神とならべ稱して大衆信仰す○愛染堂 三間半四面、本尊愛染明王、後醍醐天皇命に依りて、建武四年創建す、本尊は天皇御身同の明王、其後、光明

コシガ

天皇之を興隆し給ふ、又護摩堂新學堂とも稱す、堂宇天保の火災に罹り、弘化五年再建せり○大會堂 七間半四面、本尊阿彌陀如來、觀世音菩薩、兩界曼荼羅、文殊菩薩、烏羽法皇御追福のため、承安元年の頃五辻齋院の建立する所なり、元は東別所上乘院内に在りて、蓮華乘院と號す、治承元年西行法師に命じて此地に移し、長日談議の會場とす、壇場に大法會ある時は、大衆此堂に會して行列を整ふ、堂宇天保の大火に罹り、弘化五年再興せり○三昧堂 二間四面、本尊金剛界大日如來、當山第六座主濟高僧都創建、常に理趣三昧を此堂に修す、因て名づく、其後官寺に屬す、西行法師當堂を修造して、常に行法す、故に西行堂とも云ふ、天保の火災に燒失し、弘化年間再建す○金剛三昧院 小田原谷に在り、建曆中二位尼、賴朝菩提の爲め、行勇長老に命じて坊舎を創建し、禪定院と名づく、貞應年間二位尼、秋田泰盛に命じて堂塔經藏等を作らしめ、實朝の菩提に資し、金剛三昧院と改む、幕府の歸依厚く十五箇所の庄園を賜はる、又後二條花園の信仰を受け、特に後醍醐天皇は元弘三年勸願寺とし、延元三年吉野より高野に遷幸し、當院に宿し給へり、足利尊氏又歸依厚く、嘗て南無釋迦佛全身舍利と云ふ靈夢を感じ、其の文を分ちて、公武兩家及び、細流の名匠に課して和歌百二十枚を集め、題字は光明天皇の宸筆にして、裏に寶積經を寫す、第一品は足利直義、次は天龍寺夢窓國師、終は尊氏の筆、康永三年三月直義以下を率ゐて登山し、當院に宿して之を納む、元祿年間加賀前田氏の懇望によりて獻す、今猶同家にあり、實に天下の絶品たり、爾來公武の信仰を受け、應永二十五年足利氏再建し、江戸時代には、寺格上通中の最たる古跡名室と定められ、院領三十五石を授けら

る、多寶塔は眞應中の建立、校倉は朱塗にして亦眞應中の遺立、共に特別保護建造物なり、什寶文書の多き御影堂を除く外、山内第一とす○燈籠堂 奥院に在り、梁間七間半桁行十八間、堂内中央に大壇を莊嚴して、舍利塔を安んじ、正北に日輪大師を安置す、其東に明神壇を構へ、其北に獻備の高札を掲え、四方正中に諸神壇を設く、其東西に常燈夜燈を備へて堂内に充滿す、所謂萬燈なり、中央に挑ぐる一大燈は持燈と稱す(俗に貧女の燈といふ)長和年間當山荒廢に屬したる時、祈親持燈上人慨然誓願を發して石火を廟前に積り點じて以て常燈とす、是れ常燈の濫觴なり、其火連綿として今に繼續す、永正三年藤原頼通參詣の日、十萬燈を獻じて法會を行す、白河法皇寛治二年御幸の時、三十萬燈を掲げて大法會を修し、御手づから一燈を點じて御祈念し給ふ、之を白河燈と稱す、持燈燈に並びて赫々たる大燈是なり、亦永劫滅することなし、爾來上皇公卿以下萬燈を獻するもの多し、豐臣秀吉、徳川家康奥院領二千石を寄附して供燈の料とす、當堂は空海の遺言に任せ、眞然之を経始して廟の拜殿となす、又禮殿とも稱す、祈親再興、常燈を掲げしより、終に燈籠堂と稱し、廟の法會を此に修す○空海廟 燈籠堂の北に在り、三間四面の寶形造、南に面し、瑞籬の内在り、大塔より三十七町、三山鼎立の中心に在り、境内地坪千九百二十八坪、周圍瑞籬の延長は八十六間餘なり、空海入定の處にして、承和二年三月二十一日中院に入定、五十日を経て定身を此地に安置し、五輪寶塔を築き、其上に廟宇を立つ、眞然嘗て所なり、延喜二十一年十月醍醐天皇御夢感あり、弘法大師の靈號を賜ひ、香衣一襲を下し給ふ、座主製寶廟扉を開きて恩賜の御衣を定軀に加へ、廟扉を封秘して永く開くと

を禁ず、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に薦む、江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天曆六年雷火のために燒失し、天徳初年雅真再興し、天文寛文の年造營の事あり、寛永二年上葺已後、二十一年毎に葺替するを恒例とし、今の御廟は寛文五年の造營なり、猶委しくは紀伊國續風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚舉し難し、最も著名なるは、寶物には飛行結、螺鈿繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のもの合せれば恐らく千卷以上なるべし、猶一山の什寶に就きては高野山靈寶目錄あり○一山を執行するもの、座主執行檢校あり、座主は早く亡びたれども、檢校は多く執行を兼ね今に及べり(紀伊國續風土記、高野之葉)

コシガ

【座主次第】
○壽長 無空 峰禪 觀賢 觀宿 濟高
眞崇 泰舜 寛空 救世 寛靜 定昭
寛朝 雅慶 濟信(以下廢絶)
【檢校次第】
○峯宿 仲應 定觀 雅真 明廟 成得
峯果 眞念 行明 興胤 維範 明算
定深 眞禪 信惠 眞誓 眞禪 聖仁
琳賢 行惠 兼賢 俊覺 宗賢 禪信
房光 支信 清俊 定兼 理賢 明信
覺善 滯賢 智真 支叡 勝成 覺基
覺海 宗禪 明任 忍信 勝心 眞任

を禁ず、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に薦む、江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天曆六年雷火のために燒失し、天徳初年雅真再興し、天文寛文の年造營の事あり、寛永二年上葺已後、二十一年毎に葺替するを恒例とし、今の御廟は寛文五年の造營なり、猶委しくは紀伊國續風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚舉し難し、最も著名なるは、寶物には飛行結、螺鈿繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のもの合せれば恐らく千卷以上なるべし、猶一山の什寶に就きては高野山靈寶目錄あり○一山を執行するもの、座主執行檢校あり、座主は早く亡びたれども、檢校は多く執行を兼ね今に及べり(紀伊國續風土記、高野之葉)

を禁ず、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に薦む、江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天曆六年雷火のために燒失し、天徳初年雅真再興し、天文寛文の年造營の事あり、寛永二年上葺已後、二十一年毎に葺替するを恒例とし、今の御廟は寛文五年の造營なり、猶委しくは紀伊國續風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚舉し難し、最も著名なるは、寶物には飛行結、螺鈿繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のもの合せれば恐らく千卷以上なるべし、猶一山の什寶に就きては高野山靈寶目錄あり○一山を執行するもの、座主執行檢校あり、座主は早く亡びたれども、檢校は多く執行を兼ね今に及べり(紀伊國續風土記、高野之葉)

コング

信寛	貞任	明賢	慶源	親性	定信
親性	貞覺	實真	定運	理俊	英賢
貞覺	眞辨	成詣	直辨	祐通	覺傳
榮舜	惠深	覺胤	頼辨	覺傳	興實
弘尊	興實	賢定	静辨	賢隆	祐信
泰然	光信	隆辨	明玄	寛範	長任
隆昇	眞善	長任	眞弘	乘阿	頼成
寛舜	尙寛	慶胤	親圓	源意	定範
頼玄	隆傳	圓雅	忍宗	道淳	能算
頼審	弘算	澄壽	祐勝	隆覺	祐金
嚴祐	頼算	泰助	繼滿	實果	定實
永澄	頼通	長藝	昌實	弘惠	了算
快祐	有通	聖算	隆喜	禪惠	實印
寛壽	長深	静喜	頼宗	行清	覺榮
頼應	長慶	龍秀	行算	長惠	頼濟
覺實	宣順	隆法	慶意	定秀	宥信
鏡忠	明祐	信忠	眞尊	定忠	道兼
勝算	長範	善秀	弘惠	眞算	宥澄
鏡範	重印	慶尊	仙義	宥任	弘算
重仙	善勢	成胤	眞淑	長任	快憲

コング

快算	慶藝	眞重	俊善	賢珍	藏忠
快舜	宥增	清壽	壺通	重任	快義
秀尊	雄吟	任譽	朝盛	殿範	頼宣
朝壁	宥雅	宗範	魏榮	忠海	澄惠
覺融	長舞	頼全	眞弘	行祐	榮任
快宗	長秀	行通	祐清	頼任	頼宗
秀尊	行算	眞運	空雅	來宗	快慶
空鏗	眞盛	清胤	頼雅	龍海	政通
玄仙	宥全	宥光	辨雄	融義	快盛
俊圭	祐範	全秀	實祐	快舜	眞胤
宥盛	寛雄	實慶	通宥	弘惠	眞泰
定秀	弘翁	眞運	覺運	雲雪	快盛
豊通	雄胤	賢雄	信榮	義英	尙政
頼仙	榮範	隆朝	榮覺	仁譽	懷宣
朝通	快存	宥專	蓮胤	青祐	英義
勝英	日玉	文啓	教育	實秀	興雅
聖翁	秀傳	信龍	快然	尖惠	長翁
秀翁	觀譽	榮鏡	唯心	宥乘	政俊
長清	眞通	全算	興實	雄宣	眞宥
隆恭	懷英	榮融	乘阿	玄鏡	心海
英雄	辨春	哲眞	宥快	覺津	教榮

コング

普什	宥榮	性海	存春	有通	英因
親通	傳譽	存榮	榮翁	運應	寛淨
理峰	智翁	如體	弘範	眞辨	宥淳
實因	臨恭	印定	立體	快辨	鏡雄
雲津	純淨	龍剛	覺實	智體	秀惠
英寂	靈信	圭瑜	寛耕	明道	任敬
寛應	龍溪	増興	義諦	妙海	湛海
眞海	寛海	義辨	覺道	唯仁	曇海
體妙	仙殿	寛光	弘榮	増啓	圭道
實本	靈瑞	陳實	弘源	淨應	英龍
乘如	經尊	増源	寛雅	瑞教	周存
龍通	研龍	專雄	靈明	來應	快般
増琢	實賢	湛智	德淵	湛然	鏡信
増應	隆快	龍雄	周傳	儀空	宥明



(載所業圖像佛)

コングウヤシヤ 金剛夜叉 佛教にて五大

コング

尊明王の一、北方に配す、三面六臂弓箭刀輪鈴杵を執り、忿怒身にして、一切の可畏夜叉を摧伏す、本地は釋迦如來なり(尊容抄)

コングウリウ 金剛流 金剛善覺の創めたる猿樂の流派、もと金春より出づ、善覺は、三郎正明と稱し、欽明天皇の孫坂戸真人根廣七世の孫、大和金剛山の人(一説比叡山金剛寺の兒といへり)なりといふ、子孫其業を世襲し、江戸時代には薩石を領して幕府に仕へ、若年寄の被官たり、サルガク(参看(系圖、人名辭書))

○金剛善覺 四郎正清 新六氏正 孫太郎 又兵衛勝吉 右京頼勝 右近縁勝 又兵衛貞風 潮市郎(同) 三郎氏福 右近氏但 三郎氏榮 泰一郎氏善(明治十九年没後絶ユ) 積之助 直喜

コングウリキシ 金剛力士 金剛神(コングウジン)を見よ、

コング 権記 権記無卷數、寫本十七册(内藤藤原行成の日記なり、一名權之記、また行成卿記と稱す、書名は著者の權大納言なるを以て名づくといふ、此書二本あり、その一は八冊、舊白河文庫本と爲す、記載の年紀正暦二年より長徳元年に至る、長保二年より四年に至り、寛弘元年より八年に至る、凡そ十七年、史籍年表掲載する所此と同じ、但長保五年の一年多し、然れども今其本を得ず、其一本は、十四册総閣本と爲す、白河本に比すれば正暦二年より長徳元年に至るまでを缺き、又長保三年の春夏を佚す、群書一覽十五卷に作り、長保三年正月より記し始む、年紀既に完からず、本又見る所なし、又別に

コング

一本あり、得る所を詳かにせず、長徳三年の記にて首尾缺失し、五月十九日より十二月十三日に至る、今秘閣本に據り、白河本の多きを轉寫し、長徳三年の記を併せ一部十七冊と爲す、凡十八年間の記録なり、其記事細大漏さず、誠上好史料といふべし(權記、群書一覽、歴史記録考)

コングウウ 金光 私年號、欽明天皇三十一年に相當し、知僧五年に改めたるが如し、凡六年間繼續す、平家物語善光寺炎上の條に、此如來欽明天皇の御宇に及びて彼國より此國へ移らせ給ふに、常に金色の光を放たせ給ふ、是によりて年號をば金光と號せしと見えたり(逐年號考)

コングウウ井ノニフタウサキノウタイジン 金光院入道前右大臣 花山院家定 (クラザンキンイ(サダ)を見よ、

コングウウケウ 金光教 神道(シンダウ)を見よ、

コングワン 權官 假りに稱したる官を云ふ、權とは假りの義、未だ本官に補するに及ばざれども、先づ假りに其官に補するの謂なり、權官の始めは地方官より起る、神護景雲元年八月從五位下藤原雄依を越前權守となせしを初見とす、寶龜五年九月尾張連豐人を山城權介、笠朝臣名麻呂を參河權介に任す、尋で權掾權目等任せらるる者多し、尋で太宰權帥あり、後には内官にも置き、後世に至りては大納言兼頭以下大權權官を置くに至れり(續紀、職原抄、國司制の變遷)

コングン 權現 佛の衆生を濟度せんが爲めに化身して、假りに此世にあらはれたるものをいふ、即ち實に其事なく、物に應じて權に現するを云ふ、最勝王經に、世尊金剛體權現於化身、と見えたり、我國

コング

僧徒等本地垂迹、和光同塵説を唱へ、權現を以て神號とするに至れり、故に兩部習合の社に多く此號あり、神社考序に、神武帝繼、天建極已來、相續相承、皇緒不絶、王道惟弘、是我天神之所授道也、中世既衰、佛氏乘隙、移彼西天之法、變吾東域之俗、王道既衰、神道漸廢、而以其異端離我而離立、故設左道之説、曰伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國故名曰日本國、或其本地佛、而垂迹神也、大權同應、故名曰權現云々とあり、二十二社注式石清水の條に、行教和尙致誠祈禱、將拜見權現大神之垂迹本身云々百練抄承暦二年十月十六日條に、奉念熊野權現云々、長寛勅文に、熊野三所權現、本朝文粹に、白山權現、吾妻鏡に箱根權現伊豆權現あり、其他春日權現、清瀧權現、藏王權現、阿山權現、德崇權現、地主權現、七社權現等あり、徳川家康を東照大權現と崇めしは元和三年二月二十一日勅許によれるなり、

コングンケウ 權檢校 「クンダウ」を見よ、

コングンケウ 權檢校 兼官ならず勅命によりて權に他司を攝せしむるを權檢校といひ、比司(主計寮と主税寮の如きを云)を攝せしむるを攝判と云ふ(公式令)

コングンロクノビヤウア 坤元録屏風 内裏の調度にて、名ある屏風の一、坤元録に載せたる山河などの形を繪がきたるものなり、安齋隨筆に、坤元録御屏風、清少納言枕草子に、此のこと見えたり、按日本紀略曰、天曆三月月日仰左大辨大江朝綱朝臣、令撰坤元録、爲詩題二十首、仰采女正巨勢公忠、令撰書屏風八帖、仰朝綱朝臣、文章博士橋直幹、大内記菅原文時等、作詩、式部大輔大江維時撰、定之、右衛門佐小野道風書之云々、坤元録は、易に乾を天とし、坤を地とす、唐土の土地山海等の、

コンサ

とを載せたる書なり、其の山海川澤の名を撰出し、書がかしめ、其の書に詩を作らしめて、書せられし御屏風なり、枕草子に、きら／＼數物と云ふ章に、こんげんろくの御べうぶおかしうおぼゆる名なれといへり、古今著聞集云、能通法師其親に、屏風二百帖に繪をかいてたりける、其の中に坤元録屏風をば、其親相傳の本にぞなん事傳りける、大女弟御り給ひける時、二條殿にまいらさせてんける色紙形は、四條大納言をかゝれる、さらに又爲成をうてつされける、正本は、一人の人の御相傳の物に侍にこそ云々、真丈云、これ天曆の御時かゝげられしなうつしたるなり、と見えたり。

コンサウジ

金藏寺 所在 山城國乙訓郡大原野村字石作、長峯坂の上〇西岩倉山と號す、俗に御猿堂と云ふ。宗廟初め法相三論、今天台宗〇本尊千手觀世音。起原始相傳ふ、養老二年三月、元正天皇の勅建なりと、僧隆豐を開祖とす、聖武天皇神龜五年、勅して金藏寺の匾額を賜ふ、天平元年勅して花嚴普門品等の諸經を講寫し、之を名山靈地に埋藏せしむ、本山其一に居れ、延暦十三年平安京の四方に靈地を相し、經典を誦めらる、時、本寺は四方の一にして、西岩倉山の號を賜はれり、後ち大に頽廢せしが、天德中慈惠の門徒之を再興す、文明永祿二回の兵火に災せしも、住僧再建重葺し舊觀を失はず、寺縁は乙訓郡中にて百二十八石餘を領し、一時武家の爲めに押領せらる、天文十八年別格勅願所となり、舊觀を復せしが、天正十七年に至りて沒收せらる、慶長十年徳川氏より山林境内東西十三町南北十八町の租を免じ、又貞享中桂昌院の諸堂を建立し、且つ寄附金を以て六十餘石の寺田を買取せり、元祿六年幕府より寺縁五十石の朱印を賜ひ、十年増し

コンサニ

て百五十石とす、舊境内支院六坊、今は悉く本寺に合併す〇中世、堂の傍に三猿堂を造りてより以來、俗に寺號を呼ばずして御猿堂と稱すと云ふ、今二王門、本堂、護摩堂、客殿、開山堂あり、經塚は本堂の東の山中に在り、石を圓形二段に築き、上に高さ四尺許の石を建つ、是れ往古法華經を納めし所なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

コンサンキ

權參議「サンギ」を見よ、
健士 王朝時代陸奥國の邊境を鎮撫する兵士、勳位ある人にて武藝に長ざる者を以て撰び之に充つ、租庸調課役を免じ、食料を賜ふ、弘仁六年八月二十三日の官符に、健士三千人(勳八等已上千五百人、勳九等以上五百人)、分配番上兵士一千五百人(兵士一千人、健士五百人)、贈澤城七百人(兵士四百人、健士三百人)、玉造塞三百人(兵士百人、健士二百人)と見えたるを始めとす、承和十年四月勳位の人を先行ふべき無きを以て、自丁を以て健士とせし、と後紀に見え、其後所見なきを以て詳かならず(三代格、後紀)

コンシン

陰陽家にて稱する神、八將神の外にて悪方位なり、世人鬼門と共に基たしく之を忌む、金神は一に巨大大王と云ひ、金鬼毒殺の神なり、其遊行の方を犯せば、神怒りて七人を殺し、若し其家人に足らざれば隣家にて補ふといふ、仍て七殺方と稱し、世人これに當れる方角には、造作、移住、嫁娶等悉く忌む、其方位は年々巡環して定まらず、甲巳の年は金神の遊行、午未申酉の方、乙庚の年は辰巳の方、丙辛の年は子丑寅卯未の方、丁壬の年は寅卯辰亥の方、戊戌の年は子申酉の方、又遊行の日春は乙卯より六日東に、夏は丙午より六日南に、秋は辛酉より六日西に、冬は壬子より六日北に在り(三才圖會)

コンジヤウ

根生院 所在 武藏國江戶湯島〇金剛寶山と號す、延壽寺とも稱す。宗廟眞言宗、新義派江戶四箇寺の一〇本尊藥師如來(佛工春日作)起原始寛永の初め御祈願所に命ぜらる、榮譽法印を開山とす(江戸名所圖會)

コンジヤクモノガタリ

今昔物語 卷六十卷、國史大系本第十五輯、改定史籍集覽第九輯に收む。内閣和漢古今の雜話を和文にて平易に寫したるものなり、此書本名宇治大納言物語といふ、然るに、此書に載する物語條々のはじめに、今はむかしと書き出せるによりて今昔物語と號せるなるべし、今の刊本は井澤長秀の手に出で、所々に改めたる所あり、古寫本と文章の違ひあり、その凡例に云、此書も三十卷中頃別ちて六十卷とす、其六十卷は日本部三十卷、天竺部十五卷、震旦部十五卷と云々、目錄に云ふ、卷一より卷十一に至る世俗傳、卷十二より卷十五に至る怪異傳、卷十六より卷十九に至る惡行傳、卷二十より卷二十三に至る宿報傳、卷二十四より卷二十七に至る佛法傳、卷二十八より卷三十三に至る雜事傳、以上日本部、卷三十一より卷四十五に至る天竺部、卷四十六より卷六十に至る震旦部と(源流隆隆(今昔物語、群書一覽))

コンシヨウジ

金勝寺 所在 近江國栗太郡金勝山の頂〇觀音寺ともいふ、また續紀に、金勝山大菩薩寺と記す。起原始 聖武天皇の勅願にして、天平五年之を創建す、明辨僧正の開基なり、弘仁中別に八宗院を建て、一切經論一千部、寫す、天長十年定額寺に預る、降りて天文十八年火災に罹り堂會烏有となる、後奈良天皇詔して之を再建し給ふ、慶長中徳川家康寺領三十石を寄す、此寺に清泉あり、古へ之を禁中に獻じ、正月小豆粥の水に供すと云ふ(近

コンス

江輿地志略、名勝地誌) **コンス井ラク** 酣醉樂 名勝高麗樂、壹越曲三十四曲中の一、歌儀品目「カンスイラク」と訓めり、中曲なり〇破拍子四、急拍子十、舞者四人起原 開闢 作者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年藤花の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志) **コンスリソノヲトシ** 紺裳濃威 嗣は花田色、袖草摺は最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は紺なる絲威を云ふ、一説に上は淺黄色、中は花田色、下は紺色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記關東大勢上落條に、我身は其次に縷縷の紺直垂に精好大口を張せ、紺下濃の縷に白星の五枚甲云々と見えたり、 **コンセイクワン** 坤政官 紫微中臺の改稱、續紀に、紫微中臺居、中奉勅願、行諸司、如、地承、天亨諸物、故改爲「坤政官」云々、孝謙天皇の天平勝寶元年藤原仲麻呂の議に従ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年仲麻呂の歿後、廢せらる(續紀) **コンソウシヤウ** 權僧正 僧正(ソウシヤウ)を見よ、 **コンタイジ** 金胎寺 所在 山城國相樂郡東和東村字原山〇もと鷲峰山寺と號す。宗廟眞言宗、金剛峰寺の所轄に屬す〇本尊彌勒起原始 白鳳四年、役小角當山に入り天竺の靈鷲山に擬して、八の峯を八葉の蓮華に表して八葉峯と名付く、巖頭に坐して修法する五七日、これを當山の開基と爲す、養老六年奉證また此に來り練修し、業成り堂舎を建立し、鷲峯山寺と號す、後に金胎寺と改む、後弘法傳教も亦來て孰も練心修行して、密宗の大道場とな

コンタ

れり、永仁六年九月伏見天皇臨幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避けて、俄に當寺に行幸あり、護良親王も亦此に在り、爾後變遷一ならず、降で元祿の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智徳院の四坊も漸次廢壞せり、文政九年七月住持長範山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再營す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌) **コンタウ** 金堂 七堂伽藍(シチダウガラン)を見よ、 **コンチ井ン** 金地院 南禪寺の塔頭なり、「ナセンシ」を見よ、 **コンチ井ンスウデン** 金地院崇傳「スウデン」を見よ、 **コムチスチノヒタタレ** 小鞭筋直垂 白粉にて細筋を摺付けたる直垂、近代は轉じて手持筋と稱す、慶長時代専ら之を着用し、秀忠將軍二條行幸の時醫固は皆之を着用したりと云ふ(裝束集成) **コンチヤウ** 近仗 近衛の次將をいふ、江次第に、近仗訓「近衛次將」也、公事根源に、執駱いで、横を八字にかゝり、近仗警蹕をしやうし云々と見えたり、 **コンテイ** 健兒 諸國の兵庫又貯藏及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇紀三年十一月の條に、恒將五十兵士、健兒身出入、名健人、曰「東方復從者」云々とあり、是れ健兒の濫賜ならんか、天智紀二年八月の條に、日本國之救將藤原君率健兒萬餘、正當越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額ありしとも思れず、續日本紀「天平六年四月、免諸道健兒、健士、選士、田租並雜徭之半」とあれば、是よりさき既に設け置かれしなり、十年五月、停東海、東山、山陰、山陽、西海道等諸國健兒」とあり、健兒を十一年六月に緣停兵士、國府兵庫點「白丁」作、番令守之、同十八年十二月、京畿内及諸國兵士、依舊點差せよとあるは、健兒を復せしなるが、兵士と書るを以て、通稱なること明けし、健士、選士と兵士といかなる差別あるにや、未だ考へず、奥羽にて健士と兵士と分ち云へり、この兵士は鎮兵にして、健士は勳位ある者を云へり、健兒とは別なりと思はる、然るに勳位の人を健兒とするの制も見ゆれば、健士と健兒と同じきにもやあらん、延喜式に健兒をあげたるは、延暦十一年六月十四日の官符の儘に記せるものなるべし、兵部式云、諸國健兒、山城國二十人、大和國七十人(三代格に三十人とあり)河内國二十人、和泉國二十人、攝津國三十人、伊賀國三十人、伊勢國一百人、志摩國三十人、尾張國五十人(三代格に三十人とあり)美濃國五十人、遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人、甲斐國五十人、相模國一百人、武藏國一百五十人(三代格に百五十人とあるは、十を脱せるなり)安房國三十人、上總國一百人、下總國一百五十人、常陸國二百人、近江國二百人、美濃國一百人、飛騨國三十人、信濃國一百人、上野國一百人、下野國一百人、陸奥國三百二十四人、出羽國一百人、若狹國三十人、越前國一百人、加賀國五十人、能登國五十人、越中國五十人、越後國一百人、佐渡國三十人、丹波國五十人、丹後國三十人、但馬國五十人、因幡國五十人、伯耆國五十人、出雲國一百人、石見國三十人、隱岐國三十人、播磨國一百人、美作國五十人、備前國五十人、備中國五十人、備後國五十人、安藝國四十人、周防國五

コンテ

コトヘ

十人(三代格に安藝周防守に三十人とあり)長門國五十人、紀伊國六十人(三代格に十人とあり)淡路國三十人、阿波國三十人、讃岐國一百人(三代格に五十人とあり)伊豫國五十人、土佐國三十人、とあるが如し、其官符に、以前被_レ右大臣宣_レ備、奉_レ勅、今諸國兵士除_レ邊要地之外、皆從_レ停廢、其兵庫、鎗藏、及國府等類、宜_レ差_レ健兒、以_レ充_レ守衛、宜_レ簡_レ差_レ郡司子弟、番令_レ守_レ見_レ、同十六年十一月廿九日官符に、應_レ勅、健兒、事、(除_レ太宰、陸奥、佐渡等國府也)右得_レ美濃國解_レ備、被_レ太政官去_レ六月十一日符_レ備、外散位者、便_レ令_レ直_レ國驅_レ使_レ雜事、量_レ事簡_レ案、令_レ申_レ其數、餘_レ令_レ贖_レ勞_レ物_レ資_レ京_レ庫_レ者、而_レ有_レ勳_レ位_レ人_レ、身_レ雖_レ強_レ壯、或_レ乏_レ家_レ資_レ、無_レ由_レ贖_レ勞_レ、望_レ請_レ停_レ差_レ白_レ丁_レ差_レ勳_レ位_レ人_レ、結_レ番_レ上下_レ、以_レ預_レ考_レ帳_レ、謹_レ請_レ官_レ裁_レ者、被_レ大納言從_レ三位神_レ王_レ宣_レ備、奉_レ勅依_レ請_レ、諸國亦_レ准_レ此_レ行_レ之、また十九年二月二十三日の官符に(上の十六年の文を擧て、諸國亦_レ宜_レ准_レ此_レ見_レ、次に)式部、兵部省相共_レ通_レ計、漏_レ前_レ件_レ數_レ、また大同五年五月十一日官符に、兵士三百人を健兒とし、健兒一人に馬子二人を充るの制を立たり、其は一應_レ給_レ健兒馬子_レ事、(二ヶ條内)右得_レ東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣解_レ備、天平五年十一月十四日勅符備、兵士三百人、以_レ爲_レ健兒_レ者、自_レ爾_レ已_レ來_レ、以_レ中_レ男_レ二人_レ充_レ健兒一人_レ馬子_レ、雖_レ有_レ三國例_レ、未_レ見_レ格式_レ、然_レ不_レ慮_レ之_レ支_レ擬、唯在_レ健兒_レ養_レ兵_レ之_レ道_レ、不_レ可_レ不_レ優_レ、請_レ依_レ舊_レ給_レ之_レ者、被_レ右大臣宣_レ備、奉_レ勅依_レ請_レと見え、貞觀の頃には及ばず、健兒も名のみにて、非常の用に供すべきものあらざりしかば、健兒を選練するの命あり、其は貞觀八年十一月官符に、應_レ運_レ練_レ健兒_レ事、右被_レ右大臣宣_レ備、奉_レ勅云々、如_レ聞_レ諸國所_レ差_レ健兒_レ、曾_レ無_レ才器_レ、徒_レ稱_レ爪_レ牙_レ之_レ備_レ、不_レ異_レ蟻_レ蟻_レ之_レ術_レ、況_レ復_レ不_レ教_レ之_レ民_レ、何

コトヘ

練_レ非常_レ之_レ敵_レ云々、國司宜_レ能_レ簡_レ其人_レ、勳_レ加_レ試_レ練_レ期_レ令_レ一_レ以_レ當_レ百_レ、其_レ太_レ宰_レ府_レ、統_レ領_レ選_レ士_レ亦_レ宜_レ准_レ此_レとありしと見ゆ、後_レち_レ開_レゆる_レ處_レなし、而_レして其_レ健兒_レの爲_レめ_レ給_レする_レ田地_レを_レ健兒_レ田_レといふ_レ不_レ輸_レ租_レ田_レなり、聖武天皇六年四月、諸道健兒諸士選士_レの_レ田_レ租_レ並_レに_レ雜_レ務_レの_レ半_レを_レ免_レす、延喜の制、諸國健兒、皆_レ從_レ役_レを_レ免_レじ、唯_レ志_レ摩_レ、駿_レ河_レ、武_レ藏_レ、飛_レ騾_レ、上_レ野_レ、下_レ野_レ、佐_レ渡_レ、播_レ磨_レ、長_レ門_レ、阿_レ波_レ、讚_レ岐_レ國_レ等_レは_レ後_レを_レ、畿_レ内_レは_レ課_レ役_レを_レ免_レす、其_レ食_レ畿_レ内_レは_レ桑_レ田_レの_レ地_レ子_レ、餘_レ國_レ營_レ健兒_レ田_レを_レ以_レて_レ之_レに_レ充_レつ_レ、出_レ羽_レ國_レは_レ出_レ舉_レ、隱_レ岐_レ國_レは_レ國_レ造_レ田_レ三_レ町_レの_レ地_レ子_レを_レ以_レて_レ之_レに_レ給_レす(續_レ紀_レ、延_レ喜_レ式_レ、田_レ制_レ篇)

健兒所 國衛の雜任の内に、府に在りて健兒を掌る所なるべし、太平記藤原誅言の條に、國々には守護權を失ひ、國司權を重くす、是に依りて非_レ職_レ凡_レ卑_レの_レ目_レ代_レ等_レ、貞應以後の_レ新_レ立_レの_レ莊園_レを_レ没_レ倒_レして、在_レ廳_レ官_レ人_レ檢_レ非_レ違_レ使_レ健兒_レ所_レ等_レ過_レ分_レの_レ勢_レを_レ高_レせ_レり_レ云々、とあり、常陸には後世に至る迄存し、税所貞成の子孫平岡氏代々此の職となり、終に其職を氏とし、健兒所と云ふ、俗に小西生或は近衛所と云へり(續_レ紀_レ、延_レ喜_レ式_レ、田_レ制_レ篇)

コトヘ 健兒所 國衛の雜任の内に、府に在りて健兒を掌る所なるべし、太平記藤原誅言の條に、國々には守護權を失ひ、國司權を重くす、是に依りて非_レ職_レ凡_レ卑_レの_レ目_レ代_レ等_レ、貞應以後の_レ新_レ立_レの_レ莊園_レを_レ没_レ倒_レして、在_レ廳_レ官_レ人_レ檢_レ非_レ違_レ使_レ健兒_レ所_レ等_レ過_レ分_レの_レ勢_レを_レ高_レせ_レり_レ云々、とあり、常陸には後世に至る迄存し、税所貞成の子孫平岡氏代々此の職となり、終に其職を氏とし、健兒所と云ふ、俗に小西生或は近衛所と云へり(續_レ紀_レ、延_レ喜_レ式_レ、田_レ制_レ篇)

コトヘ

の田を得たり、孝德天皇大化二年八月癸酉、詔して國の堤を築くべき地、溝を穿つべき所、田を墾るべき間は均く給して造らしめらる(奈良朝時代)聖武天皇養老七年四月太政官の奏請により、天下に勸課して田墾を開闢せん爲め、其新に溝池を造り開墾を營むものには、多少を限らず、之を給うて三世に傳へしめ、舊溝池を造りて開墾する者は其一身に給ふ、之を三世一身の法といふ、天平十五年に至り詔し、三世一身の法は、期滿つれば官に收受するが故に、その期近きに至れば、農夫倦怠して開地の荒蕪するに因り、三世一身を論ぜず、開墾せる者の永く私財とする、とを詔し、受地の後三年に至るまで本主の開かざるは、他人に墾することを聽さる、茲に於て人民土地を所有し私産と爲すこと、こゝに權喪す、然るに權門勢家其機に乗じ、恣に開墾し、百姓を虐くる者あるに至る、因て稱徳天皇天平神護元年三月勅して自今以後開墾を禁斷し、當土百姓二町の間は之を許したり、是れ勢家の橫暴を停め百姓を救ひしなり、然れども實際行はれざりしを以て、寶龜三年十月禁を解き再び開墾を許したり、茲に於て開墾田多_レく_レ庄園増加したり(平安朝時代)桓武天皇延暦三年十一月、諸國司の百姓の墾田を奪ひ、或は買ひて之を占有し、或は百姓の業を妨げて作田すること、を禁す、嵯峨天皇弘仁の制、開墾すべき開墾地を總計してその數を申し、その地主に課し、永く常地として耕種せしむ、若一年耕種せざれば、取めて他の申請する者に授く、その受地の人二年開墾せざれば、改判して再び他人に授け、遂に開墾の人を以て永くその地主たらしむ、清和天皇貞觀の年、墾田の後六年に及ばずして身死すれば、更に六年を延べて子孫をして耕食せしむること、また受地の五分一以上を開墾したる者は、悉く

コトヘ

墾せずといふとも改判せずして其者に給ふ、醍醐天皇延喜式制定の時、私墾田に公水を用ふるものは取めて公田と爲し、西海道管内の諸國は、當土の百姓にあらざるよりは、墾田を賣買し、及び田地を占め開くことを禁す、而して此の開墾田は多_レく_レ庄園となれるを以て同條を參看すべし(鎌倉時代)に至り、政綱漸く弛び、其墾する所、概れ人民の私爲に係り乃ち墾地となり、名田となる、文治五年源賴朝令を下し、東國不毛の荒野を開墾せしめて公私に益す、北條氏亦心を以て之を勸課す(室町時代)に至りて封建の形粗定り、各其方隅を占め、騷擾寧日なし、間々墾闢する者あるも、概れ人民の私墾にて、官其事に與らざるに似たり(江戸時代)に及び時昇平に屬し、山間僻地に至るまで開墾し、以て公私の所有と爲す、人民空閑の地、海川の寄洲、崩埋地、山方、芝原等の田畑になるべき所を檢出して、其開墾を請うあらば其地の實況を點檢し、其利害を勸査して害なき者は許す、之を見立新田といふ、其成功の難易を量り、三年或は五年を期して、蘇下年期を定め納租を寛假す、期滿ち地力熟すれば本田畑に編入す、而して公私の間、或は紛議を生じ動もすれば罪科に罹る者あり、故に之が方法を立て、各其向う所を知らしむ【明治維新】に至り益々勸誘せられ、明治二年段別五町歩以下は地方の管轄にて處分し、以上は官に請はしめ、且つ開墾局を設く、三年に府藩縣管内開墾地規則を定め、明治十七年地租條例を定む(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

コトヘ

據となり近江に居す、因て近藤と稱す、三代景親武者所たるにより武藤と稱す、其子武者所成の末男直景の子孫近藤氏と稱す、八代滿用の時三河國に移り字理に住す、其孫康用德川氏に仕ふ、其子秀用慶長十九年十二月五千石を加賜せらる、前封を併せて壹萬五千石、寛永八年二月卒す、嗣子幼にして藩任に堪へざるを以て千貳百石を削られ、五千五百五拾石を長子登助貞用に、五千石を次子彦九郎用將に、三千二百石を三子力之助に賜はる(尊卑分脈、系圖要、德川加除封録)

○修行 行景 景親 景賴 能成 直景
景滿 秀滿 秀行 秀兼 兼滿 直滿
滿用 忠用 康用 秀用 秀用 貞用
□用 德用 貞用 用叔 用倫 福用
用貞 用武 用隨 用和 用恒 用水 用明

コトヘ 近藤清春 名顯通 稱助五郎 浮世繪師、江戸の人にて、正徳中島居清信につきその道を研む、風俗の人物を能く畫き、草雙紙の板下を畫く傍、金平本赤本類の戲者を爲す、又始めて泥畫を畫く(浮世繪類考、扶桑畫人傳)

コトヘ 近藤道志 名顯道 子の顯道 京都綾小路新町西に住し、小堀遠州片桐石州の定塗師にて、多く茶器をつくる、殊にイザハ塗を發明す、イザハ塗とは漆の上面に極細の波紋を起し一種の雅致あるものなり(工藝鏡)

コトヘ 近藤守重 名顯功 名圓次郎、通稱重藏、正齋又は昇天真人と號す、法名

コトヘ

自休院後輩玄逸 德川氏の臣、明和八年江戸に生る、寛政六年試に應じ、七年長崎奉行手附と爲る、十年魯人蝦夷に寇す、守重中川勘定奉行の支配に屬して擲捉に渡り、魯人建つ所の標柱を撤去して、代ふるに我國のを以てす、是より心を邊疆防備の事に盡し邊要分界圖を作らる、又松前を官に收め奉行を置き事を計らしむ、文化四年詔責を蒙りて小普請となる、既にして書物奉行に任ぜらる、や、楓山文庫中の文書通覽せざるはなし、また甚だ家藏の書に富む、林述齋市河寛齋龜田鵬齋太田南畝等皆往來す、文政二年執政沼津侯と合はす、出でて大阪弓矢奉行と爲る、守重愛憎是より志操を破る、文政六年また小普請と爲る、地を江戸下流谷にトし男富藏をして經營せしむ、富藏隣家の農夫と事を構へ、之を殺害す、幕府罪を糺し、守重を分部光寧に預け、富藏を八丈島に流す、時に九年十月なり、光寧封地に赴くに及び守重を菜地に押送し、竊に學を子弟に授けしめ、また謀りて諸政を改革するものあり、十二年六月十六日死す、年五十九、近江國高島郡大津町瑞雲院に葬る、萬延元年に至り幕府その功を追賞して罪を赦す(金銀圖録、右文故事、外蕃通書、寶貨通考、邊要分界圖考、憲教類典、外國通信略、安南紀略、正齋書籍考、好書故事、尙古圖錄等六十四部)海、香亭手稿、近藤守重事考)

コトヘ 權入寺 コトヘを見よ、
コトヘ 菟弱本 江戸時代酒落本
の一種、其體裁、こんにやくに似たるより名づく、コトヘヤレホンを見よ、

ゴニネー

ゴニヤ

ゴニホ

ゴニネギ 權福宜「ネギ」を見よ、
ゴムノコホリ 馭誤郡 所在 大隅國

推古天皇元年始めて田部連を被致島に遣る、
歸化す、舒明天皇元年始めて田部連を被致島に遣る、
後益救馭誤二郡を置き、多敷島に隸す、天長元年
九月省して馭誤郡となす、延喜式又馭誤に作り
「ゴム」と稱す、和名抄に誤賢、信有等の郷あり、古
圖、駒路に作る、蓋し誤なるべし、元祿帖馭誤に作り、
以後之に従ひ「ゴム」と稱せしを、地誌提要「ゴム」と
稱し、明治二十九年熊毛郡に入る(郡名異同一覽、國
郡沿革考、法令全書)

ゴニスリコ 紺末濃 染色の名、うへ白
くして、下、紺にそめたるものをいふ(源氏裝束抄)

ゴノムラゴノラトシ 紺村濃威 總體
を薄き紺色にて、其中所々に濃き紺にて村に感した
る絨威を云ふ、村濃とは、凡て何色に限らず薄き色
の中に所々に濃きを云ふ、然れども古書には紺村濃
の外に見えず、長門本平家物語熊谷平山城戸口寄條
に、熊谷二郎直實は襦衣の背ひたれに紺村濃のよ
ろひに紅の母衣かけて云々と見えたり、威(ラトシ)
の挿圖參看、

ゴノムラゴノヒタタレ 紺村濃直垂 紺にて村濃に染めたる直垂、村濃とは、薄き紺地に
濃き紺を以て處々に印したるを云ふ、愚昧記に、治
承初度競馬、撰陣職、袴袴直垂、一番左源仲綱、紺村
濃直垂小具足云々と見えたり、

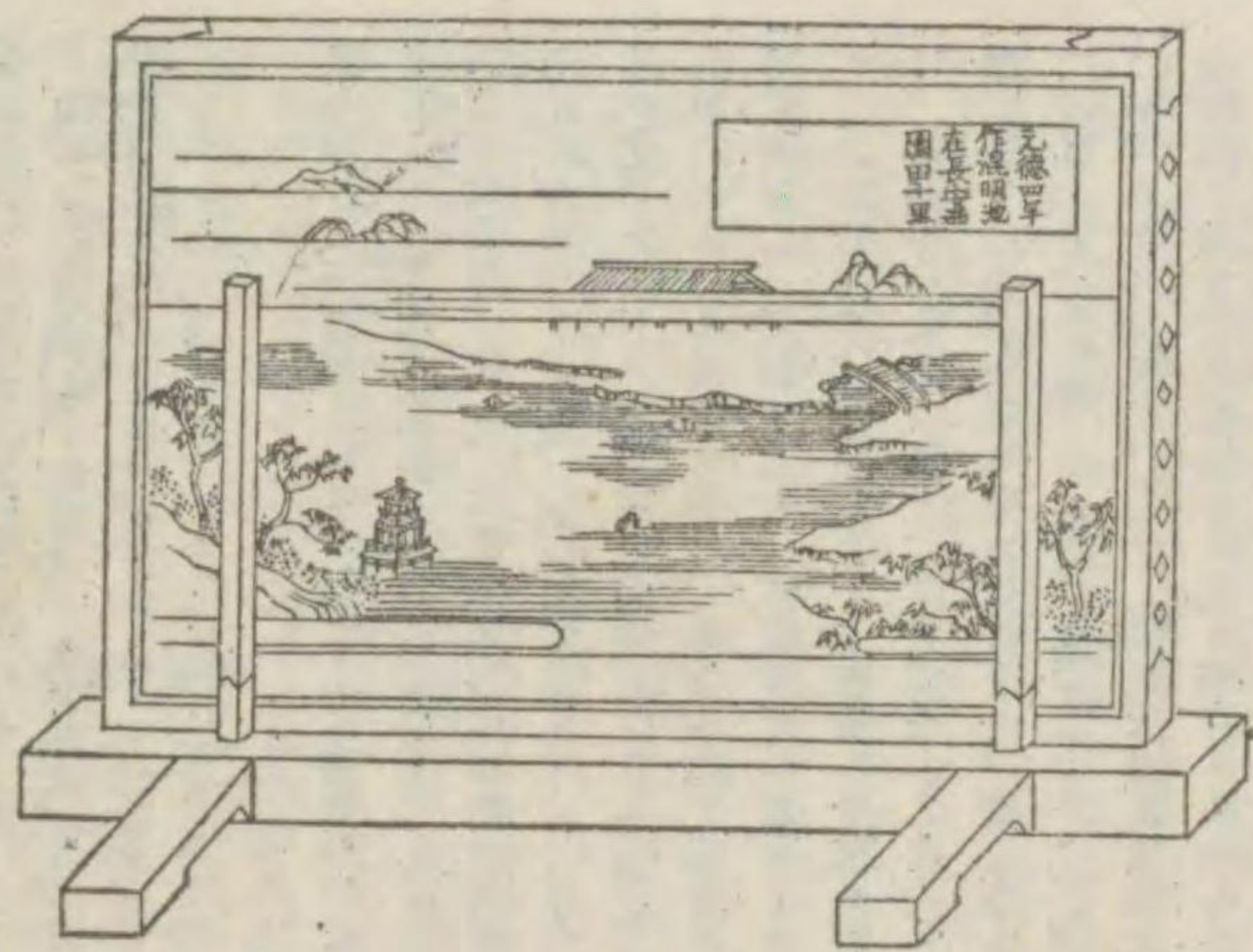
ゴニハフリ 權祝「ハフリ」を見よ、
ゴニバルリウ 金春流(今春) 金香氏信
の創めたる猿樂の流派○氏春は親世元清の女婿た
り、本姓を竹田といひ式部と稱す、此道に堪能なるよ
り、大和春日の阿彌井座を繼ぎて金春と改稱す、子

孫其業を世襲し、江戸時代には祿三百石を食みて、幕
府に仕へ、若年寄の被官たり、「サルガク」參看、
○今春氏信 六郎元氏 八郎元安 七郎氏照
八郎喜勝 八郎安照 七郎氏勝 七郎重勝
八郎元信 七郎重榮 八郎重休 十次郎信尹
七郎氏綱 八郎隆庸 七郎氏政 八郎安信
七郎元照 廣成 八郎

ゴニベツタウ 權別當 別當を補佐して寺
務を取扱ふ、興福寺石清水宮寺に置く、共に官符に
て補せらる、石清水は延喜元年會俗を權別當とせし
を始めとす、「ベツタウ」參看、

ゴニボンカ 混本歌 もと旋頭歌と同じ、中
世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古
へ後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり
と云ふ、悦目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまた散
りやすき花の名ぞかし」の類を云ふとぞ(奥儀抄、悦
目抄)

ゴニボンジ 根本寺 所在 常陸國鹿島郡
鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す、隆濟宗、妙心
寺派○本尊藥師如來、起原源朝推古天皇の御宇、聖
徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌
僧正を開山となす、建久二年當寺破壊によりて北條
氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて異
賊追討の祈禱を修す、程なく靜謐す、康永中に至り、
また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教
外得藏和尚住持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、
延文三年義隆將軍佛殿を再興す、此時後光嚴天皇勅
額を賜ふ、天正三年十七世天柱棟和尚入寺す、是より
妙心寺末となる、是まで鎌倉五山の輪番なり、江戸



(載所説圖開見開瓜)圖之表

に支那の昆明池を畫き、(漢武帝の造る所と云ふ)北
面に嵯峨野小雁狩の圖ありていづれも極彩色、眩堂
ともに黒漆、椽軟飾唐草、金物金銅、椽臺足黒漆、横
九尺、高六尺、弘仁中、賢聖、荒海の障子と共に畫が、
しめらる(禁中御抄、大内裏圖考證)

ゴニヤ

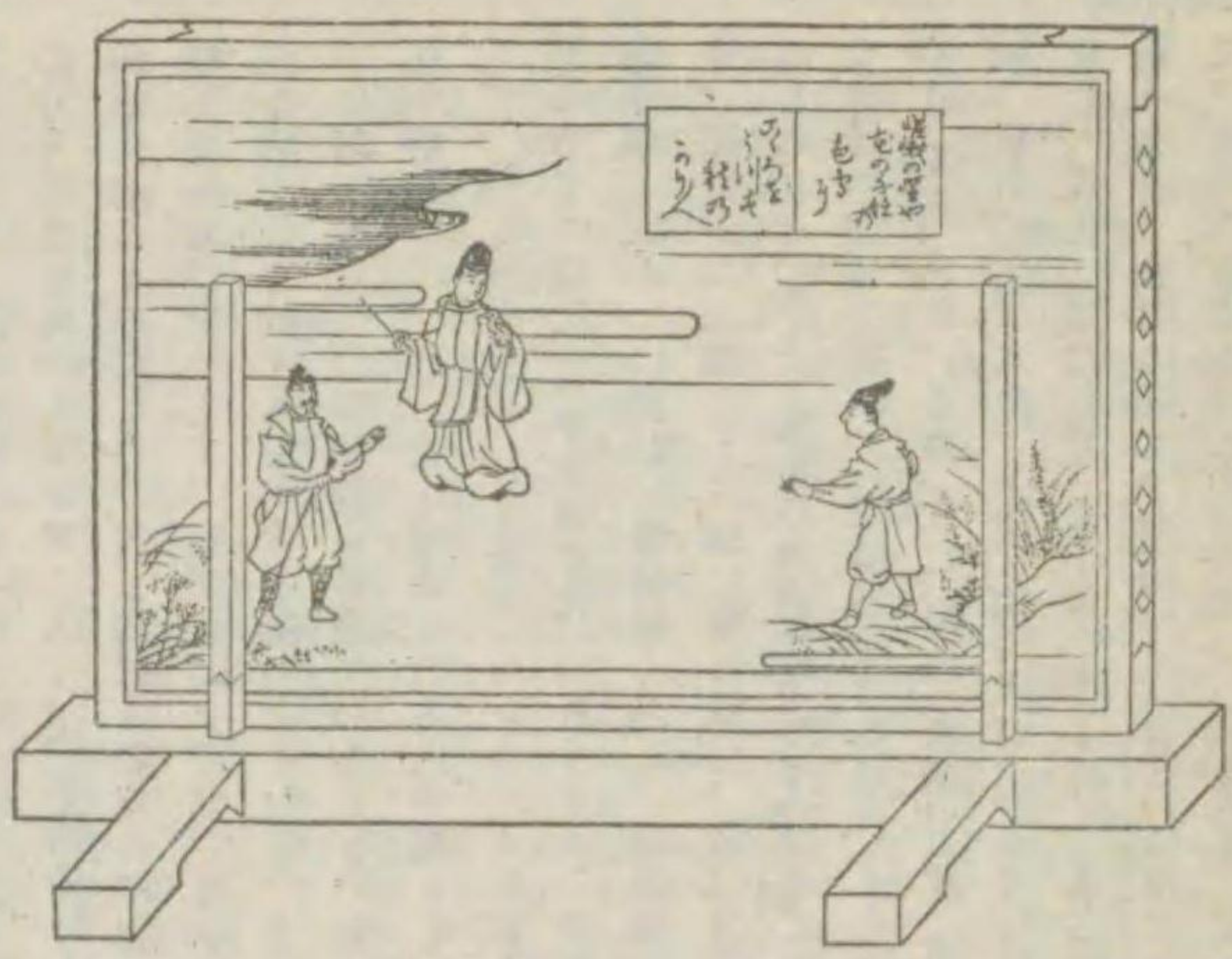
ゴムラ

ゴニリ

ゴニヤヤク 紺屋役 江戸時代納税の一種、
紺屋の藍瓶に課したる役錢にて、藍瓶役ともいふ、若
し紺屋ならずとも、百姓各自藍瓶を持ち手染をなす
ものは、百姓より藍瓶役錢を納むるなり、關東の國
國は、土屋五郎左衛門紺屋頭となり、紺屋を支配し
て役錢を取立て、遠國にては、之を地頭に納む、又國
によりて役錢なきもあり(地方凡例録)

ゴムラカミテンワウ 後村上天皇

御諱は義長、初名憲長、後醍醐天皇の第
七皇子、御母は新待賢門院藤原康子、第九十七代の
天皇、嘉暦三年御降誕、元弘三年十月出で、陸
奥出羽を鎮し、參議陸奥守北畠顯家之が輔たり、建



圖之裏

武元年夏親王となる、延元元年正月奥羽の兵を率ゐ、
足利尊氏の後を攝して西上し、二月省中に冠を加へ、
三品に叙し、陸奥太守となり、鎮に歸る、二年正月國
人多く離叛せしを以て、鎮守府大將軍北畠顯家と共に
靈山城を保ちしが、幾干もなくして國人等軍駕吉
野に幸せるを聞きて又歸順せり、八月顯家等と陸奥
を發し、十二月進んで足利義隆を鎌倉に討ちて之に
克ち、三年正月京都に赴き、青野原に至りて尊氏の
兵を敗る、二月奈良に赴く、戦利なくして吉野に
入りしが、閏七月再び鎮に歸するや、密詔して儲
貳たるを許す、前大納言北畠顯房之を輔く、九月伊
豆碕に至る、會々大風暴かになり、船皆飄蕩し、御
座の船幾ど没せんとせしが、既にして風忽ち變じ、
還りて伊勢篠島に著す、四年三月吉野に歸り、立つ
て後醍醐天皇の皇太子となる、八月十五日左大臣藤
原經忠の第に受禪、十月五日吉野行宮に即位す、時
に年十二、正平三年正月高師直等來り寇す、天皇避
けて穴太に幸し給ふ、師直等火を吉野の行宮に放ち、
神社佛閣みな蕩盡せり、六年尊氏、弟足利直義と隙
あり、諸將各々、二派に別れて相闘ぐ、茲に於て尊氏
父子伴りて降を天皇に請ひ一時を弼繼して、直義を
圍らんとす、天皇また伴りて之を許し、七年二月賀
名生(是より先代生を改めて賀名生と爲す)を發して
京都に入り、男山を以て行宮と爲す、既にして義隆
また叛し兵を率ゐて行宮を攻むると急なり、官軍防
戦せしと雖も利あらず、同年五月、天皇甲を被り馬に
御し圍を潰て奈良に行し、尋で賀名生宮に還幸す、十
三年威軍また行宮に迫らんとせるを以て、金剛山に
入りて觀心寺に幸し、後住吉行宮に御す、二十三
年三月十一日同所に於て崩す、御壽四十、河内國南河
内郡川上村大字寺元檜尾陵に葬る(皇胤紹運錄、大日

本史、陸奥一覽)
ゴニリンワウジ 金輪王寺 金峯山寺(キ
ンアセンジ)を見よ、

ゴニレイ 婚禮「上代」當代は、貴賤の階級、
後世の如く嚴ならざりし故に、血族間の婚姻は、素
より厭ふ所にあらずして、叔姪相嫁し、兄妹相結べ
り、されど、皆異母同胞の間に行はるゝ者にして、同
母は、總令其父を異にするも、相嫁することを禁じ
たりき、抑この風習は、夫妻居を別にし、且つ一夫
多妻の状態より出でたり、かくの如く此の時代に於
ては、同母兄妹の外、一族の婚姻を嫁はざりしと共に
に、また貴賤上下をも問はざりき、故に天皇の妃を
迎へ給ふに、或は播磨より、或は日向より、或は尾
張より卑賤の女子を聘し給へること史に見えたり、
且つ高天原の人種と、土著の人種と雜婚し、新羅よ
り歸化せる天日槍の、但馬の人種多鳥を娶りて、但
馬の諸助を生みしを見れば、人種の異同をも問はざ
りしものごとし、而して多くの妻妾のうち、家系
の尊きを嫡妻としてこれを「ムカヒメ」といひ、權利
最も強し、嫡妻の子を「ムカヒハラ」といひ、また前
妻を「ニナミ」、後妻を「ウハナリ」といひ、なほ當時
の習俗として、男女相婚嫁せんとするに際し、女は必
ず其父兄に告げて許を受け、父兄其其縁なるを許す
れば、贅を婿に贈りて嫁娶の信契とす、後世結婚と
いふは即ち是なり、其贅は種類一ならずれども、普
通には琴を贈りて婚嫁の表とせり、これ吾妻琴の名
ある所以なり、若し夫妻相適はずして離別せんとす
る時は、夫より其琴を戚家に返す、これを琴戸をわ
たすといへり、また男子は婦を己が家に迎へず、自
ら妻の家に通ふこと當時の風なりき、されば結婚の
日にも、夫たるもの妻の家に往き、妻方にては種々

の酒食を机に列べて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合登の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿は客たりし風習の遺れるならんか、下りて『奈良朝時代』に至りても、其風俗習慣のごとき、從來と大に異なるを見ず、漢學の流行するに及び漢土の儒道に従うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりとも、貴賤ともに、私に情を通じ、密に契を結ぶもの少からず、僧尼さへ情人を設けて、不義の快樂を食はるもの往々にこれありき、而して夫が妻の家へ通ふこと、また正妻は己の家にもわかれ、別に妻屋を建てこれに住ましむること、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、また女は漫りに己の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めて姓名を明かし聞かすこと、古來の風にして、此頃に至るも亦同じく、堅く契れる男女の相別る、時下紐を結び交はして、再び會ふまでは、互ひにこれを解かじと約するも、古の風のまゝなり、また女の年稍々長じて、振分髪も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髪するは、預め夫と定まりたる人の爲ることにして、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを定まる男の爲すに似たり『平安朝時代』に入りては、世態淫靡浮華に流るゝに従ひ、春情早く萌し、婿期風に熟し、男女十二三歳にして既に情を通じ、或は嫁娶するもありき、而して嫁娶の約成立すれば、唐道に従うて結婚の吉日を撰び、(陰陽不將日を最吉とし、未戌の日、戌日、三伏、月殺、往亡、歸忌、無翅、上絛、翌晦、厭、厭對、天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む)、當日に男は日暮、密に女の許を訪れ、鶴鳴曉を覺ゆれば、未明に歸る、男歸りて後直に後朝の書として、昨夜の名残の盡きざりしこと、情深く認めて

女の許に寄するに、女も返書を其使に託する習ひなり、女の父母は男の容貌品位など詳細に聴き、其意に適はざる時は、女を誡めてこれと絶たしむ、かくて若し男の書を寄すること成りて正午に至れば、我心なきなりとて、女自らも其親兄弟も心憂きことにす、さて次の夜も密かに運來つて朝疾く去り、書を寄すること初夜に同じ、第三の夜には、三日の餅とて、餅を作りて、男女これを食ふ、大抵三ツづ、用ふる式なり、この夜か、または二日後女の方に酒肴を設けて翌と其從者とに饗す、此時始めて男婿、面を會はする式ありて、互に酒を酌みかはず、これを露顯の式といふ、その翌朝よりは、婿は朝も日家に入出入するなり、斯くて後夫妻の情目を追うて密に、夫はこの婿と生涯を共にせんと決したる時は、これを正妻として己の家に迎ひ、高貴の人の對の家など多もちたる人は、たとひ本妻ならざるも、數人の女をその家に置くことあれど、普通には正妻の他に、女と居を共にせず、己より女の許に通ひ行く習ひにて、女は種々世話を爲すなり、一夫多妻の風は前期已來禁せられしも、猶その風を存し、一條天皇には皇后と中宮との二后、後冷泉天皇には皇太后、皇后、中宮の三后あり、人臣にも、藤原師輔には三人の正妻あり、藤原道長には二人の正妻あり、また其父藤原兼家も三人の正妻を娶りしかば、世人雖といへり、斯くの如き爲めに婦女間に嫉妬を逞うし、相撃ち相闘ふこと稀ならず『鎌倉時代』古のまゝに、婦女を夫の家に娶らずして、婿の家に夫の通ふあり、また夫の家に婿女の迎へらるゝ風も此時代より起れり、上流社會の藩屏の風は、なほ矯正の功なく、或は妻あるもの、他の女を他家に託して、これに通ひ、

或は父のその子の妻に通じ、或は弟の嫂に通ずることあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、或は白晝宮中にて通する者あるに至れり、武人が政略上より、近親の情を温めんが爲めに、姻縁を結ぶこともあり、また他の子女を取つて婿を通じ、人質の如くなして、その背叛を防ぐこともあり、因りて以て己の子女を敵人に嫁して、他意なきを示すこともありき『室町時代』には、妻を娶るを「ヨメムカヘ」といひ、女子の嫁するを「ヨメイリ」といへり、太古以來の男が女の家に通ふ風、何時しか移りて、大抵妻を自家に迎へて結婚の式を擧げ、それより妻は夫の家に共棲す、當時將軍家及びその他の貴族の婚禮に、まづ其當日妻となるべき女の衣裳は、上衣にさいはひ菱の紋様ある白き小袖に、同じ袷衣を用ひ、下衣は練の紅梅、中衣は定まりたる色なし、但し夏は丸生絹の腰巻を着る、胸に護身の符を懸け、輿に乗りて行くなり、隨從の輿は十二挺にして、其行列の次第は、一番輿には大上臈、二番には小上臈、その間に新婦の輿をたつ、三番に御局、四番に中臈の頭、五番に同中臈、これより十二挺次第に列るなり、その他の輿は何挺にても、これが後にありて、次第に拘らず、三十挺もあり、五十挺もあり、輿昇の人夫は、皆何れも十徳を上に著、白き布の帯をなす、これに續きて五騎三騎、遠路は七騎隨從す、その時齋らす調度には、一番に貝桶、次に色直しの中持、二番に厨子棚、黒棚、三番に擔唐櫃、五番に中持、六番に屏風、箱、七番に行器とす、その他の雜物は先きに送るなり、新婦の輿門を出れば、その左側にて門火を焚く、婿の方にても時期をはかりて門火をたき、迎りて、送るものも迎ふるものも、大刀折紙にて一禮

(五七三) 酒食を机に列べて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合登の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿は客たりし風習の遺れるならんか、下りて『奈良朝時代』に至りても、其風俗習慣のごとき、從來と大に異なるを見ず、漢學の流行するに及び漢土の儒道に従うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりとも、貴賤ともに、私に情を通じ、密に契を結ぶもの少からず、僧尼さへ情人を設けて、不義の快樂を食はるもの往々にこれありき、而して夫が妻の家へ通ふこと、また正妻は己の家にもわかれ、別に妻屋を建てこれに住ましむること、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、また女は漫りに己の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めて姓名を明かし聞かすこと、古來の風にして、此頃に至るも亦同じく、堅く契れる男女の相別る、時下紐を結び交はして、再び會ふまでは、互ひにこれを解かじと約するも、古の風のまゝなり、また女の年稍々長じて、振分髪も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髪するは、預め夫と定まりたる人の爲ることにして、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを定まる男の爲すに似たり『平安朝時代』に入りては、世態淫靡浮華に流るゝに従ひ、春情早く萌し、婿期風に熟し、男女十二三歳にして既に情を通じ、或は嫁娶するもありき、而して嫁娶の約成立すれば、唐道に従うて結婚の吉日を撰び、(陰陽不將日を最吉とし、未戌の日、戌日、三伏、月殺、往亡、歸忌、無翅、上絛、翌晦、厭、厭對、天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む)、當日に男は日暮、密に女の許を訪れ、鶴鳴曉を覺ゆれば、未明に歸る、男歸りて後直に後朝の書として、昨夜の名残の盡きざりしこと、情深く認めて

を撰び、男の方より物を贈りて言入を遣はす、これを結納といひ、俗に「タノミノシ」といふ、五荷五種、或は三荷三種、一荷一種など、富の程度に従ふ、五荷五種とは斗樽十、肴五種をいひ、肴は昆布、鰯、鯛、串、鱈、鰯等なり、また小袖、帯を贈る、小袖は紅白二領を式とす、以下これを略するもあり、甚しきは帯代とて、金錢を以てこれに代ふるもあり、タノミノの使は家の年寄役を以てす、贈遺の式ありて男は使者を饗し、式三獻の儀あり、これを一に常陸帶の祝といへり、而してその式日は婿の方に撰ぶ、通常は春の戌寅、夏の甲午、秋の戌申、冬の甲子の日といひ、不成就日は毎月四、八、十五、十八、二十五、二十九の六日といふ、世に季春三月を婚禮の忌月として用ひず、これ花によそへて、散り易しといふより不吉とするなり、式を擧ぐるには多く夜陰を撰ぶ、さて其當日になれば、婿の家に門前、芝罫臺所に紋付の提燈を燈かし、燭を列れて待てり、既に嫁の輿、婿の家に至れば、これを様に着く、婿出で、輿に手をかくるを法とす、尋で待女郎出で迎へ、新婦を内に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷はしむ、かくて式の座敷に出づ、座の次第は婿は客位とて上座に著き、新婦は主居とて下座に著く、蓋し太古以來の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなるべし、待女郎は婿の傍に、介添人は肩とて新婦の傍に陪す、庶民にありては、婿は紋服上下を着け、小刀を腰にす、式には酌人出で、式三獻あり、酌人は多く二人とす、別に瓶子の役あり、銚子、提瓶子は紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る、次に引渡を出して、更に三つ盃を交はして各々三度づ、呑み、新婦に終る、これを三三九度の盃といふ、婿、盃を措く

時雜煮を出さず、やがて婿は其席を避け、新婦、局、待女郎等列坐して酒を酌み、雜煮に引きかへて高盛を出だす、斯くの如き式にも眞草行の三級ありて禮家の秘とする所なり、卑賤にあつては到底斯くの如き正式によること能はざるは言を俟たざるべし、合蓋の式單りて色直しのことあり、これ新婦の小袖始めは白綾なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更むるをいふ、色直しの小袖は男姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖、帯、扇などを婿に進む、婿是を著けて席に出で、更に盃を交はす、その他、嫁の方より男姑、その親縁奴婢などに何れも進物を齎すなり、色直しのこと單りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり、男より欲み始めて女にさす、後合歡の事あり、この日は「かへす」、「もどす」、「また〜」、「かされて」、「おくる」、「さる」、「もどる」、「なほなほ」、「いよ〜」などの詞を思ひ、蓋し是等の語は直接に、間接に、姻縁を離絶すべき意を含めばなり、また紫綯、無紋鶴目返しなどの衣服を思む、さて是等の儀畢れるを、俗間には「祝言すむ」といひ、または「輿入すむ」といへり、かくて婚禮の翌朝、膝の女まつ夫婦の情相和し、男姑また歡ぶなどのこととを新婦の郷家に報す、其日より五日歸まで、新婦の縁類知己、夫婦の機嫌を訪ひ、菓子、搦重、行器などの贈物の數をつらぬ、これを部屋見舞といふ、第三日に至りて新婦の郷家にては婿の親縁を招きて饗す、これを三箇日の振舞といふ、この日婿の方より紅白の餅を男に贈る、これを世に五百八十七まがりといふ、餅の餅目三石三斗三升三合にて數を五百八十七にとり、形を飯櫃形にす、男の方にてはこれを親縁知己、奴婢等に分つ、第五日に新婦、早朝より郷家に行く、これを里歸または五日歸といふ(里歸は三日目を用

ありて、輿を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻し、婿方には待女房といふものありて、新婦を婿儀の席に導く、婿やがて出で來り、酒を酌み盃を交して式三獻あり、其席には二重瓶子、置鳥等を飾り、床の立花は、一瓶の中に二本さし向はせ、花の輪をも向はせ、總べて常葉なる木を用ふ、さて第三日目までは、婿を始め隨從の女房に至るまで、何れも白小袖を著く、其日に及びて色直しとて他色に改め、また祝の式ありて、男姑を始め、一家一族對面の禮あることは、平安朝時代の露顯の式の遺風なるべし、高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりしも、應永以後總べて簡略に流れたり、傳へいふ、元龜の頃には、高祿の武士の妻にても、乗物を用ふるものなく、婦女の婚禮にも麻の被衣を着て、真木といふものに尻かけ、うしろさまに負はれて行きたりといふ『江戸時代』に於ける婚姻年齢は、前期と大差あるを見ず、高貴の間には常に早婚の弊あり、これ衣食足りて妻子を養ふに苦まざるが故なり、庶民は財計漸く饒なるを待つて妻を迎ふるが故に、婿期比較的に遅くして、概ね男子は二十乃至二十五歳、女子は十七乃至二十歳にて嫁娶す、血族婚姻は上流社會には好まれざりしかども、中流以下に於ては、一の便法として往々行はれたり、遺傳病の血統あるものは特に厭忌して、これと婚姻を通ずることを憚れり、この時代にて遺傳病と認められたるは癩病、梅毒、肝癆等なり、而して其儀禮たるや、庶民の間にありては、多くは預め見合をなし(見合とは場所を定めて夫婦たらんとする者の會見するをいふ)、互に面貌容貌を見、意に合はざればこれを拒む、高貴に在つては、概ね媒の斡旋によりて諾否を定むるまでなり、既に互に媒人を立て、婚姻を定むれば、吉日

を撰び、男の方より物を贈りて言入を遣はす、これを結納といひ、俗に「タノミノシ」といふ、五荷五種、或は三荷三種、一荷一種など、富の程度に従ふ、五荷五種とは斗樽十、肴五種をいひ、肴は昆布、鰯、鯛、串、鱈、鰯等なり、また小袖、帯を贈る、小袖は紅白二領を式とす、以下これを略するもあり、甚しきは帯代とて、金錢を以てこれに代ふるもあり、タノミノの使は家の年寄役を以てす、贈遺の式ありて男は使者を饗し、式三獻の儀あり、これを一に常陸帶の祝といへり、而してその式日は婿の方に撰ぶ、通常は春の戌寅、夏の甲午、秋の戌申、冬の甲子の日といひ、不成就日は毎月四、八、十五、十八、二十五、二十九の六日といふ、世に季春三月を婚禮の忌月として用ひず、これ花によそへて、散り易しといふより不吉とするなり、式を擧ぐるには多く夜陰を撰ぶ、さて其當日になれば、婿の家に門前、芝罫臺所に紋付の提燈を燈かし、燭を列れて待てり、既に嫁の輿、婿の家に至れば、これを様に着く、婿出で、輿に手をかくるを法とす、尋で待女郎出で迎へ、新婦を内に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷はしむ、かくて式の座敷に出づ、座の次第は婿は客位とて上座に著き、新婦は主居とて下座に著く、蓋し太古以來の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなるべし、待女郎は婿の傍に、介添人は肩とて新婦の傍に陪す、庶民にありては、婿は紋服上下を着け、小刀を腰にす、式には酌人出で、式三獻あり、酌人は多く二人とす、別に瓶子の役あり、銚子、提瓶子は紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る、次に引渡を出して、更に三つ盃を交はして各々三度づ、呑み、新婦に終る、これを三三九度の盃といふ、婿、盃を措く

時雜煮を出さず、やがて婿は其席を避け、新婦、局、待女郎等列坐して酒を酌み、雜煮に引きかへて高盛を出だす、斯くの如き式にも眞草行の三級ありて禮家の秘とする所なり、卑賤にあつては到底斯くの如き正式によること能はざるは言を俟たざるべし、合蓋の式單りて色直しのことあり、これ新婦の小袖始めは白綾なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更むるをいふ、色直しの小袖は男姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖、帯、扇などを婿に進む、婿是を著けて席に出で、更に盃を交はす、その他、嫁の方より男姑、その親縁奴婢などに何れも進物を齎すなり、色直しのこと單りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり、男より欲み始めて女にさす、後合歡の事あり、この日は「かへす」、「もどす」、「また〜」、「かされて」、「おくる」、「さる」、「もどる」、「なほなほ」、「いよ〜」などの詞を思ひ、蓋し是等の語は直接に、間接に、姻縁を離絶すべき意を含めばなり、また紫綯、無紋鶴目返しなどの衣服を思む、さて是等の儀畢れるを、俗間には「祝言すむ」といひ、または「輿入すむ」といへり、かくて婚禮の翌朝、膝の女まつ夫婦の情相和し、男姑また歡ぶなどのこととを新婦の郷家に報す、其日より五日歸まで、新婦の縁類知己、夫婦の機嫌を訪ひ、菓子、搦重、行器などの贈物の數をつらぬ、これを部屋見舞といふ、第三日に至りて新婦の郷家にては婿の親縁を招きて饗す、これを三箇日の振舞といふ、この日婿の方より紅白の餅を男に贈る、これを世に五百八十七まがりといふ、餅の餅目三石三斗三升三合にて數を五百八十七にとり、形を飯櫃形にす、男の方にてはこれを親縁知己、奴婢等に分つ、第五日に新婦、早朝より郷家に行く、これを里歸または五日歸といふ(里歸は三日目を用

ふるものありき。翌日、婿の方の親縁より新婦の許に人を遣はし、贈物を齎させて新婦の安否を訪ふ、これを里見舞といふ、かくて新婦留まること五日にして歸る、これを十日歸または花歸といふ、これらの婚禮の諸式全く華りし後、新婦の郷家に婿を招きて饗し、家の一門親類うち混じて歡酬す、これを膝直といふ、兩家の親縁知己、皆祝意を表して酒肴、綾絹等を贈る、兩家各々赤飯を蒸し、配りてこれに酬ひ、またその人々を招き饗して結婚を披露することあり、これを婚禮披露または「ひろめ」といふ、將軍吉宗勤儉を重んじ、享保中、天下に令して婚姻の式には専ら蛤の吸物を用ひしむ、是より先將軍綱吉の世、江戸に水島ト也といふものあり、小笠原の家傳を得たりと稱し、種々の説を捏造して、諸禮を教ふ、從うて學ぶ者頗る夥だし、是より禮法を以て家を立つる者多く、何れも小笠原流と稱して、眞行草の式を説き、民間にもこれを傳へて種々の風儀を養成したり、婚姻の儀には嫁の輿を逆さまに昇り出だすこと、其輿の婿の家に入る時、門内にてうちあはせの餅とて老人夫婦の餅を搗くこと、召替の輿に筒子、這子、犬張子などを載せ、其戸を開きて、衆人に觀せしむること、新たに鶯籠の衾、長枕などいふ物を作ること、かつら女及びとわけ(悪魔拂)といふ物を隨伴せしむること、其儀に列なるには襦の上下、襦の無地熨斗目の服を著し、腰に筋を織りたるを腰あきとて嫌ふこと、三日の餅の敷を必ず五百八十七と定むることなど、繁雜なる小禮末節は概ね小笠原を稱する諸禮家が唱へ出だしたるものにして、前期には未だ見ざるところなりき(藤岡博士日本風俗史)而して江戸時代には、また武家諸法度に於て大名旗下等の私に婚嫁するを禁じたり、今文は時によりて多少

コモノ

コモノ

コモノ

の變遷あれども寛文三年の法度には「國主、城主、一萬石以上、近習、並物頭者、私不可結婚事、附與公家、結縁邊者、向後違奉行所、可受差圖事」と見ゆ、これ婚嫁によりて生ずる朋黨の弊害と、皇室に近くの便宜を豫防せんとするの政策なりき、
金蓮寺 所在山城國京都市新京極錦小路下ル東側○世に四條道場と云ふ、舊は萬里小路通、錦小路と綾小路との間に在りしに、太平興國錦綾山と號す、時宗四條派の本寺○本尊阿彌陀佛、緣起に云ふ、慶長元年後伏見院の皇后廣義門院御難産なりしが、夢中に祇陀林寺の淨阿が咒符を服し給は、平産ならんと、仍て淨阿に命じて奉らしむ、程なく皇子御平産あり、光嚴天皇はなり、即ち勅願により一寺を建立し、錦綾山與國金蓮寺と號す、後足利氏の信仰を受け、嘉慶二年足利義滿四條坊門の釋迦堂を寄進し、敷地は佐々木道譽の寄進する所なりと云ふ、和歌四天王の一なる續阿曾て此に住したりき、堂前に古松あり、毎年夏杜鵑來り鳴くを以て、後伏見天皇より杜鵑松の名を賜ふ、足利義教も亦來りて杜鵑を聽きしことありと云ふ、此松は雷火に燒け、現今のは天明の時植ゑたるものと云ふ、本寺の住僧は維新前までは、代々淨阿と呼ばたり○什寶に一蓮上僧傳二十卷あり、後伏見二條花園三天皇の宸筆にして、畫は藤原行光なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、京華要誌、京都名勝志)
小室節 小歌の一種、天保頃迄は、諸侯入府の節、馬前に立て必ず誦ひしとぞ、其曲節を傳ふる家、江戸三河島に住すと云ふ、其始め詳ならず、人倫訓蒙圖彙馬士の條に、此歌うたひしこと見え、又續猿蓑に「春の日や茶の木の中に小室節」など見ゆれば、元祿以前既に流行したること明なり(聲曲

兩三年に一回位づ、行ひたりと云ふ、コノウ(遊藝起原)
コモノウ 虛無僧 普化宗の僧侶をいふ、コノウ(クツブギヤウ)を見よ、
コモツサタシユウ 御物沙汰衆 公事奉行(クツブギヤウ)を見よ、
コモツナカモチフギヤウ 御物長持奉行 御物奉行(コモツフギヤウ)を見よ、
コモツフギヤウ 御物奉行 室町幕府の職名、御物を納めし唐櫃を預りて事を辨するを掌る、故に御物奉行と云ふ、又御物長持奉行とも云ふ(長持は即ち唐櫃の稱なり、繪川親基記寛正六年正月の條に、御物奉行、三月の條に御物長持奉行と見えたり)常に二人を以て結番とし、將軍出行の日供奉す、御物は政所方にて辨備するを以て伊勢氏の被官たる輩必ず此職を奉す、鎌倉時代には中持奉行と云ふ、織田豊臣時代より挾箱の制起り、出行の用とせしを以て御物長持奉行の職名廢す(武家名目抄、官制沿革略史)
コモノ 小者 武家の驅使を務むる童を云ふ、小人とも云ふ、朝廷の小舎人に當る、後には單に賤き召使の稱に用ふ、中間(チユウケン)よりも卑き役、吾妻鏡建曆三年五月三日の條に小者の名見えたり、此の頃よりありしものなるべし、室町時代は脚絆をばき、四幅袴を著し、十徳又は素襦直垂などを以て着用し、名には、何者と名付たり、御成次第故實に、御小者も御輿のきはまであり候、御じやうりを持候は、御小者久しくめしつかはれたる、ちと年寄たるが持候云々、宗吾記に、公方權御小者は、六人づ、番におりて走り候、左候ほどに、大名衆は四五人までも過候由、古き人は申さし候云々と

コモノ

コモノ

コモノ

あり(四季草、貞丈雜記、武家名目抄)
コモノナリ 小物成 江戸時代雜稅の一種、山、野、池、沼、三草、藍、紅花、麻、四木(桑、漆、椿、茶)及び其他雜種に課する諸稅を云ふ、其種類は、地方によりて一定せず、今其種類の一斑を示せば、山年貢、山小物成、山手米、野錢、野手役、茶役、池役、御林下草水、霞代、河岸役、紙船役等なり(舊幕藩治要略)猶地方凡例錄に、小物成は總名にして、浮役は其内の一也、年貢の事を物成と云によつて、小年貢と云の意にて、小物成と云、田畑より納むる年貢は、本途といふ、野錢、山錢、林水、漁獵役、池川海役、其外品々の名目有之、古來より細帳に記し、定納に成るを、總て小物成といふ、(中略)一體小物成の起り、上古は租庸調の法令あり、調役の遺法と見えたり、郷帳に記し、定納に成る小物成は、知行渡の節、物成詰として、米なれば一石を高二石五斗、永は一貫文を高五石替とす、上方筋は、銀なれば六十目、錢は四貫文を五石に當て高に結ぶ定法なり、又何役、何水、何分一、何運上、冥加永など、云て、郷帳外書に載て年季を限り、或は年により増減有之類、又臨時物にて郷帳に載せざる品も有り、是を浮役と唱ふ」とあるにて其概略を知るべし、
コモンガハ 細小草 染草の一種、小き花草のあるものにて、其文は多く小櫻齒菜菖蒲等なり、武人用ひて甲冑を綴る(工藝志料)
コモンジキン 古文字金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元文小判金をいふ、ゲンブコモンシを見よ、
コモンシヨ 古文書 過去の時代に於て、當事者が、或事件における必要上、其相手たるべきものに宛て、文字を以て、其要件を書き現はしたるもの

コモノ

コモノ

コモノ

類纂、小歌大全)
コメウラ 米占 精米三粒を紙に包みて神慮を占ふの法、毎年正月十五日田家にて之を行ひ、今年又は來年の農稼を決す、後忠朝占戀の歌に「きめかたるそのくましれの思ふことみつてふ數をたのむばかりぞ、蓋しくましれとは神に供する米の謂なり(提綱紀談)
コメオリ 穀織 織物の一種、羅又は紗の類にて目のすきたるうすき織物、生糸にて織り夏期著用の衣類に用ふ、和名抄に、數(胡谷反、和名古女)其形織織之如粟也」と見えたり(貞丈雜記)
コメサ 米座 米を賣る所をいふ、鎌倉七座(カマクラシチザ)を見よ、
コメシヤウケン 米將軍 徳川吉宗をいふ、吉宗、米價下落して百姓の困難を見、米を買入してその下落を防ぎたるより名づく、トクガハヨシムネを參看、
コメンガハ 御免草 紫色にあらざる錦草をいふ、用ふることを聽す草の義なり、足利義滿將軍と爲り、甲冑鞍馬の美麗なるを好み、紫の錦草は他人をして用ひしめず、其他のものを聽せり、因て此の名あり(工藝志料)貞丈雜記に、二品あり、一つは前に記したる正平御免草なり、二には、赤黒色の地に、白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふ、錦草は、前にいふ如く、紫地に、白く繪やうを染むる、是れは將軍家其外高位の人の用ひらるる草にて、蓋に平人に錦草用ひず、赤黒の地に白紋の草は、誰にも憚りなく用ふる故、御免草と云ふなりと見えたり、カハを參看、
コメンノウ 御免能 勳進能の、町年寄に願書を差出し其許可を得て興行するものを云ふ、

コモノ

コモノ

コモノ

のを云ふ、文字を以て書き現はすには、一は肉筆により、一は印刷による、またその相手即ち受取者が、神佛たり、官府たり、國民全體たり、はた關係もしくは個人たるかは、唯その作成の目的によりて變化し、從うて多くの様式種類等を生ず、而して古文書に現はれたる諸の徴候に就きて、科學的研究を加へ、其眞偽を鑑査するを目的とせる學を、古文書學と名付く、(黒板博士説)職て按ずるに、我國に於て古文書を骨董品として尙む、或は訴訟の左券となしたるが如きは早くよりの事なりしが、之を修史上の史料として蒐集し、並に應用したるは、實に江戸時代にはじまる、其事は寛文四年、幕府に於て、本朝通鑑編輯の時、諸國の神社及び大名旗下等に諭して、所藏の文書舊記を呈せしめしを嚆矢とし、尋て山鹿素行が武家事紀の内に古案として文書を編せるあり、また貝原益軒の黒田家譜、田邊希文の伊達家治家記録等、みな古文書を本として編纂したるものにかゝる、なほ水戸義公も大日本史編纂の必要上、天和貞享元祿の際、佐々宗淳、丸山可澄、大串元善等を南都及び山陰、山陽、西海、北陸、陸奥出羽の地方に派して古文書を採訪せしめ、因りて南行雜錄、西行雜錄等の編あり、其後幕府にても、元文五年青木教書を甲信遠並に關東諸國に遣はして採訪せしめ、因りてまた八州古文書諸州古文書の編あり、其他諸家感狀錄、古文書集、古今消息集、蓋簡集、諸國文書、楓軒文書集、萩藩閣録、薩藩舊記の如きを算すれば二百餘部の多きに上るべし、(史學雜誌)古文書を歴史に應用するは何人に助る乎、然れども古文書其物に就きての研究は、全然等閑に附せられしが、明治以後に至り、修史局に於て全國の文書を採訪し、尋て久米邦武、星野博士によりて文科大學に研究起り、更に黒板博

コウキ

雑記に、小弓と云ふ物は武器にはあらず、楊弓などの如くたはぶれのもてあそび物なり、延長五年四月内裏にて、小弓の勝負ありし由、古今著聞集にあり、承久二年五月二十日鎌倉大管領頼朝の亭にて、小弓の會ありし由東鑑にあり、支那法印が庭訓往來に、楊弓雀小弓とあり、雀小弓と云ふは生きたる雀を糸にてくくりつり置きて、小弓矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれなり、近世迄田舎には有りしとぞと見えたり

コウウキン

御用金 江戸時代、國用の不足を補はんが爲めに農商の徒へ課したる金をいふ、寶曆中大阪の富商へ命ぜられたるを始めとす、其時町奉行より泉屋吉左衛門等三十四人へ申渡しに、「右米相場之儀に付其の方共へ御用金被_レ仰付旨、三枝帶刀小野左大夫を以て、御城代松平周防守殿へ從_レ江戸表へ依_レ被_レ差遣、此段可_レ申渡旨周防守殿被_レ仰聞候、何も身分相應の御用被_レ仰付候儀、誠に冥加之至候條、難_レ有奉畏、御受印形仕、來正月十日限我等御役所へ可_レ持參候とあり、今御用金を命ぜられたる年月及び額高等の知れたるものを示せば左の如し、寶曆十一年(米價騰貴に付き)

- 金百十三萬兩(一書作百一十一萬五千兩)大阪
- 文化三年(同上)
- 金十五萬七千五百兩 江戸
- 文化十年(同上)
- 金十七萬三千八百十兩 江戸
- 金百二十七萬兩 大阪
- 天保九年(西丸造營に付き札差商人より上納)
- 金十萬八千二百兩 江戸
- 弘化元年(本丸造營に付き)
- 金八萬五千九百七兩 江戸

コウキ

- 金百十四萬九千八百廿二兩 大阪(兵庫西宮堺共)
- 安政元年(西丸造營、及び海岸防禦に付き)
- 金廿九萬三千九百四十五兩 江戸
- 金未詳 大阪
- 慶應元年(防長征伐に付き)
- 金九十一萬五千五兩 江戸

此後同三四年の間にもありしよしなれど詳ならず、凡用金を上納せる商人は、其褒賞として、金五千兩に付き銀廿枚、二千兩に付き十五枚、千兩に付き十枚を賜はるゝ例なり、其以下は金額の多寡に從つて差等あり、又差出のみにて下戻を願はざる者は、三千兩上納して永代苗字を免許せらるゝ類なり、然して用金は、二朱の利を加へて下戻さるべき定めなりと云ふ(江戸會誌)

コウウチヤウヒキヤク

御用定飛脚 江戸時代、文化中二條大阪の兩城番士十二組の公用運送を、一切江戸通日雇賃人六組年行事大芝組近江屋重右衛門に託す、其率領は若法被_レ著し、雙刀を佩ぶ、是を御用定飛脚と稱す、ヒキヤク(參看(驛遞志稿))

コウウメシ

御用召 江戸時代、役人を任命する爲めに、呼出すをいふ、千代田城大奥に、「御用召の時、御座の間に於て、將軍直に申付るなり、徳川家の初世にては、常の居間へ家臣を呼び出し、傍らに老中侍坐し、老中名を披露して何々の役義を申付るぞ」と告ぐるのみ、平常の談話の如くにてありしかば、別段に儀式めきたる事なく、また辭令と云ふものなかりしが、追々其儀式隆重になりて布衣以上の任免は、御前御用と唱へ、將軍御座の間の上段へ出で、三役以下列座と云ふことになりしなり、其次第を申せば、前日に老中に連署の御用

コウキ

狀を以て明何日五ツ半時登城すべしとの奉書來る、使者を月番老中へ出して御受をなし、次の日定め時刻に登城すれば、御錠口より足袋を脱ぎ、印籠紙入の類まで所持すること能はず、さて御座の間出御までは老中、若年寄など、御座の間三の廊下邊に扣えてあり、時刻よき時分になれば、老中以下著座するなり、將軍は小性一人先に立ち、繼上下にて萩の廊下より入側通り、下段の下側より眞直に上段へはる、刀番の小性御刀を刀掛に掛け、直に御納戸構へ入る、御用取次、小性、小納戸は將軍のあとにつきて出て來り、上段の後より、二の間へ著座、將軍出御には御先立、シトシと静謐の聲ありて、老中以下平服すること例の如し、斯くて淵明の杉戸の前に座したる御側、御前親のこゝろありて、御用召の人の處に扣へたるに向ひて會釋すれば、このとき召されたる人起て、若年寄の前を通り、淵明の杉戸より入り、圓中標の處へ平伏す月番老中少し進む様にして、「山城守」と披露す(伊勢守にても和泉守にても同斷、但し名字は言はず、次で將軍は「ソレ」と上意、當人少し體をモジリする位なり、將軍また、「越前守」と町奉行申し付ると云ふ、月番老中傍より結構仰付けられ難有ふぞんじます、將軍また「言談じてよう勤い」と上意、月番老中「畏まり奉つりました」と御取り合せを云ふ、是れにて御前を下るなり、御前御用も一時に五人も六人も仰付けらるゝことあり、右の如き場合には、御小性頭取より奉書の紙へ、何の誰をあとと誰を目付に、何の誰とと誰を寺社奉行にと云ふ様に書いて、前日に差上る、それを記號して申渡さるゝ事なれど、さすがに書付を手に持ちて言ひ渡すといふこともなく、幾人出でても毫も間違なく、立派に申付らるゝ、

コウキ

なり」といへり、布衣以下は、老中列座にて月番の老中之を申渡すなり、圖は略す、

コウキ

曆 名義 一年間四時の氣候、年の月、日、週間、日月の出入、日蝕、月蝕、潮の干満、月の盈虚、祭日等總て日月運行に因て起るべきことを記せるものを云ふ、日蝕の義、日を蝕へて其事を考へ見るもの故に名づくと云ふ、太陽曆(又は陽曆)、太陰曆(又は陰曆)の二種あり、太陰曆は月の朔望を基として、一年を十二箇月に立て、一箇月の日数を三十日又は二十九日とし、一年を三百六十日に分つ、其生ずる餘日を積みて一箇月とし間と稱す、太陽曆は、太陽の廻度を一周する日数を以て一年を三百六十五日とし、之を十二箇月に分ち一箇月を三十日又は三十一日(二月は二十八日)と定め、四年毎に一日餘る日数を積みて閏となし二月に加ふ(閏閏曆)上古の曆法詳かならず、欽明天皇十四年百濟國より始めて漢曆を傳へ、卜書、曆本、藥物等を貢し、十五年に曆博士固德王保孫を貢す、推古天皇十年百濟の僧觀勒來りて曆本及び天文地理書等を獻す、當時書生を撰び、曆學を受けしむ、これ曆學の初めなり、この時傳へしは宋の元嘉曆(ゲンカレキ)にて、未だ世に行はれず、持統天皇四年十一月始めて元嘉曆を行ふ、後ち七年にして文武天皇の元年に至り唐の儀鳳曆(ギホウレキ)を頒布す、後ちまた六十六年にして、曆天度に後るゝ事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶字七年大衍曆(ダイエンレキ)を用ふ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先つ事十七刻に及べり、故、陰陽頭曆博士大春日眞野麿の奏請により、五紀曆を施行す、大寶令制定の時、中務省中陰陽寮に於て之を管し、曆博士、曆生ありて曆を作り、其法を傳習

す、年毎に豫め、翌年の曆を製し、中務省によりて奏聞し、畢りて内外の諸司に頒つ、後世まで之を御曆(カシコモノ)と稱し、稱して、朝廷の年中行事たりき、清和天皇貞觀三年曆天度に後るゝ事十刻に及ぶを以て、更に改曆して宣明曆(センメイヤレキ)を頒行す、醍醐天皇の延喜の制また陰陽寮に於て之を管し、曆奏頒曆の事を行ふ、降りて王朝時代の末年に至り、朝政の衰へしと共に、曆道亦大に廢頓して、曆天度に差ふこと甚しかりし、司曆其人を得ずして之を改善するに道なく、一方にありては、宿曜星占、陰陽吉凶等の迷信上下の間に流行し、吉神凶殺(曆の中段下段等)を頒曆に注記するに及びて、曆法遂に其本志を失ふに至れり、また中古以來朝廷に於て、曆の事を掌りしは加茂氏なりしが、後奈良天皇の天文中以後は、土御門と幸徳井(加茂氏)の兩氏之に代りしと雖も、只空位を襲守するに過ぎざりき、江戸時代に入り、文教の大に興隆するに及び、曆學また進歩す、是より先貞觀三年、宣明曆を用ひしより、玆に八百有餘年、曆天度に後るゝ事、一日九十五刻なり、保科正之即ち岡野井玄貞、保井春海(後ち津川と改む)等を招き、改曆を謀りしが、故ありて果せず、寛文十二年十二月、頒曆月蝕を註す、蝕せず、翌延寶元年六月春海上表して改曆を請ひしが朝議成らず、超えて三年夏日蝕す、頒曆甚だ差へり、曆官因りて大統曆、授時曆等を檢するに皆異同あり、衆議其可否を決するに能はず、春海大に之を慨し、奮然蹴起、自ら觀測に従ひ、後ち遂に新曆を作成するに至れり、尋て天和三年十一月頒曆日蝕を注してまた蝕せざるを以て、春海再び上表して改曆を請ふ、玆に於て朝議漸く之を容れ、陰陽頭安部泰福に勅して改曆の事を司らしむ、泰福即ち春海を京都に招きて

共に之を謀り、授時、大統、國曆の中、孰れを用ふべきかを以てす、春海切に、漢土の曆法を選用するの不可を論じ、宜しく國曆を頒布すべしと主張せしが、衆議の容るゝ所とならず、貞享元年三月に至り、遂に明の大統曆を採用するに決し、改曆の詔を發せらるゝ、春海以て遺憾と爲し、三たび上表して辯論頗る勉む、泰福其言に感ずる所あり、因りて共に、皇城の西南梅小路に於て、表を立て晷を測り、七星の運行を觀測して、之を春海の新曆に檢し、正に毫厘の差なきを認めたり、玆に於て泰福上表し、春海の新曆を採用するに決す、大統曆を發して僅かに十月、未だ之を用ふるに及ばず、十月二十九日詔して新曆を頒布し、名を貞享曆(チヤウキヤレキ)と賜ふ、吾國支那曆を用ひし事、前後凡そ一千有餘年、玆に至りてはじめて國曆を頒布するを得たるもの、實に春海の勳功による、將軍徳川家綱大に之を感賞し、二年十二月春海を擧げて天文官と爲し、頒曆を司らしむ、作曆の實權之より全く關東に移れり、正徳元年春海の老を以て職を辭するや、幕府其嗣子圖書をして之を繼がしめしむ、美述せるが故に、更に孫六藏を擧ぐ、六藏學業の未熟を以て辭したれば、延享二年十月、西川正休を擧げて共に補曆を司らしめたり、而して正休また算學に精しからざるを以て、寛延元年、山路彌左衛門、淺井村右衛門の二人を擧げて助手と爲し、相共に觀測に従事すると三年にして、漸く新曆を編成す(寛延三年六藏死して、其弟圖書之を繼ぐ)玆に於て正休、圖書等、寶曆元年四月京に至りて之を上る、陰陽頭安部泰邦則ち、西村遠里を擧げて之に與からしめ、古例に準じて、梅小路司天臺にて實驗すること三年、寶曆四年十月十六日に至り、貞享曆が天度に後るゝ事、正に六刻七十八分有奇なるを發見し、此

コウキ

コウキ

日また曆法新書十六卷を大成して奏進せり、超えて十九日改曆して之を頒布し、曆元を改め、名を寶曆甲戌元曆(ホウレキ元曆)と賜ふ、明和二年幕府は天文齋を牛込に建て、新曆調所を其内に設け、吉田四郎之に長たり、後ち天明二年五月、天文齋を淺草に移すに及び、新曆調所を廢す、此の如くにして寶曆曆を用ふる事四十餘年にして、寛政中に至り、曆日天度に先つ事幾ど三刻に及べり、同七年幕府即ち高橋作左衛門至時を擧げて天文官と爲し、改曆を司らしむ、澁川秀升、山路徳風、吉田朝貞等亦之に與る、至時命を奉じて古今諸曆の精粗を考へ、清の曆象考成に基きて、曆法新書八卷を作り、之を陸陽頭安部泰榮に進む、泰榮之を上奏し、寛政十年改曆を行ひ、名を寛政戊午元曆(クワンセイイノチ元曆)と賜ふ、然るに其後四十年にして、時曆また二刻を差へり、因て改曆の議あり、天保十一年の冬、澁川景佑、山路階孝等に命じて新曆を議せしむ、吉田四郎三郎、足立信頭、小出修善等之に與る、景佑等極力精究して、新法曆書九卷を作り、翌十三年四月京都に齎し、安部晴親の校閲を受く、九月陸陽頭阿部晴雄之を進獻す、乃ち改曆を行ひて之を頒布し、名を天保壬寅元曆(テンポイノチ元曆)と賜ふ、明治維新の際、諸國より曆術家を京都に召し、曆法を議せしめ、且つ官より頒布せしむ、同四年大學に曆局を置き、後ち文部省に移す、五年十二月三日を六年一月一日と定め、西洋諸國の曆法を施行し以て今日に至る、之を太陽曆といふ、世に之を新曆と稱し、爾來行はれたる曆を舊曆(太陽曆なり)といふ、今便宜の爲め曆の沿革を表にして示せば下のごとし

【曆書】古式は詳ならずと雖も、延喜式部式に、凡陸陽察寫曆書手考、簡諸司史生一充、其頭諸國曆

曆種	改曆	曆名	造曆者	頒行期間
1	元嘉曆	何承天(宋)	持統天皇	七年間
2	儀鳳曆	李淳風(唐)	文武天皇	六年間
3	大衍曆	一行(唐)	天智天皇	九十三年間
4	五紀曆	郭獻(唐)	齊衡	五年間
5	宣明曆	徐昂(唐)	貞觀	八十二年間
6	貞享曆	澁川春海等	元享	七十年間
7	寶曆曆	安部泰邦等	寶曆	四年間
8	寛政曆	高橋至時等	寛政	四十四年間
9	天保曆	澁川景佑等	天保	三十九年間
10	明治曆	グレゴリイ	明治六年以後	

七曜御曆正月一日、候三承門外ことあり、斯くの如くして、察に進むるは、陸陽察式に、凡曆本進察、具注御曆、八月一日、七曜御曆十二月十一日、頒曆六月二十一日、並爲期限こと見えたり、而して中古曆には、具注曆と七曜曆との二種あり、共に卷本にて、具注曆に、假字本あり、當時板行の事稀なりければ、皆謄寫して之を傳ふ、而して具注曆とは、曆に日の吉凶、其外忌諱日記等の事を具注したる故に名づく、別に具注曆なる曆あるにあらず、藤原時代以後天皇公卿以下は具注曆の經白に日記を書き、記事多くして餘白なき時は、裏又は別に記したり、日記に裏書又は別記と稱するは是れなり、今現存せるもの少からずと雖も、今其一例として、其體裁挿圖に示すが如し、七曜曆は世に存せざるが故に未詳なりと雖も、公事根源に、七曜の御曆をば、中務省より奉る、日月火水木金土、此七曜を注したるものつれのこよみ也といへば、其大體は知らるべし、○曆本の頒行は從來土御門家に於て編成し、加藤家之中下段の吉凶を注記して完成し、奏進を経たる後、大經師峰屋内匠に授けて頒行せしめしが、貞享改曆以後は、作曆の實權全く關東に移り、幕府の曆官に於て推歩編成し、京都に回送して、土御門家中下段を注し、爾後之を曆師に下して開版せしめたり、而して江戸曆は、古くは二十餘人の曆屋ありて、毎歲京都曆によりて之を開版せしと雖も、元禄十年に至り、曆屋の數を減少し、鱗形屋小兵衛、伊勢屋文之助、近江屋新八等十一人を以て曆屋と定めたり、曆の原書は、毎年八月幕府の天文方より、新曆七卷を京都に上り、土御門家は、其開版七部を、町奉行を経て、町年寄に下附し、町年寄は、また其中二卷を残しおきて控本とし、五卷を曆屋に下げ渡したり、曆屋は之を折曆、綴曆(大小二種)柱曆

(大小二種)儀中曆の六種に開版して、天文方及び町奉行の檢閲を受け、然る後ばじめて頒行するを得るものにして、曆屋の外は一切版行を禁ぜられたり、伊勢曆は、祭主藤波家にて、土御門家より寫本を受け、曆師佐藤伊織(通稱紙屋茂兵衛)に命じて之を開版せしむ、其他保利内記、宮崎左近、箕曲主膳、瀬川舍人、富田大貳等十餘人の曆屋ありて、曆を製本し、曆師の求めに應じたり、この外なほ奈良より出づる大和曆あり、岸和田より出づる泉州曆あり、薩摩曆は、安永の頃より頒行せらる、また關東には、三島曆、大宮曆あり、三島曆は鎌倉時代の頃より、三島明神の下社家川合真節之を刊行し、伊豆、相模の二國を限りて其頒行を許さる、大宮、三島共に、其地に曆博士ありて之を推歩したりしが、真享以來は、原本の下附曆を受くるに至れり、奥羽にては會津曆、仙臺曆、南部曆等あり、南部曆は所謂繪曆にして、首曆、座頭曆ともいふ、寛政の頃よりして行はる、而して此等の諸曆は、唯其領内を限りて頒行するを得るものとす、降りて維新の後に至り、明治三年四月二十二日令して弘曆者の外、諸國に於て版行する事を禁じ、自今曆本の頒行は天文曆道局の司る所となりしが、五年十一月、太陽曆の頒布に際し、普く新曆を頒布せんが爲めに、特に六年曆を限りて、一般人民に、其出版頒布を許容したり、九年十月また令を發し、明治十年曆より、本略曆共に、必ず頒曆證印紙を貼用せしめしが、十八年に至りて之を廢す、十五年四月二十六日更に太政官布達を以て、十六年以後は、帝國大學にて編成したる曆書を神宮司廳より頒行せしめ、一枚摺略曆のみは、一般の人民、出版條例に準據して、出版する事に規定せり、神宮司廳にては、曆本を一等曆、二等曆、三等曆、及び略曆の四種に分ち、一等曆

は、毎年僅かに一部を製して、之を宮内省に上り、二等曆は掛員之用ひ、三等曆及び略曆は、廣く天下に頒行す、即ち今の制なり(倭訓栞、類聚名物考、文藝類纂、法令全書、本邦天文曆道の沿革) **コヨミノチユウダン** 曆中段 十二直のことを見よ、 **コヨミノハカセ** 曆博士 「リヤクハカセ」を見よ、 **コヨロヒ** 小鏡 普通の鏡より小きものを云ふ、別に一種あるにあらず、少年などの著るもの、大鏡に對しての稱、源平盛衰記義經院參の條に、蝶の圓の直垂に紫坐紐の小冑は武藏國住人河越太郎重頼が子息に小太郎重房生年十六歳と云ふと見えたり、 **コヲ** 子良 伊勢大神宮に奉仕する小女を云ふ、神樂、又御饗調進の事を掌る、俗に子良子とも、御子良子とも云ふ、其父を大物忌父と稱す、延喜式に物忌九人(童男一人、童女八人)父九人とあれば、この物忌は後の子良なるべし、子良の字は、西宮記伊勢使の條に子良三人とあるを始めとす、多くは度會氏人の女兒、月經未通の者を撰び奏聞を経て勅許を蒙りてこの職に居へ、經通するを以て任限とすと云ふ、其間宮を出てす、二十二社註式によれば、内宮には子良十人(童三人、女七人)外宮には子良四人ありしこと見えたり(神道名目類聚抄、倭訓栞、五鈴遺響、伊勢名所圖會) **コヲウチユウ** 御老中 老中(ヲウチユウ)を見よ、 **コヲノコ** 子良子 「コヲ」を見よ、 **コヲノタチ** 子良館 伊勢神宮にて神供を奉る殿をいふ、俗に神樂所と稱す、神宮の境内木柴垣の北、北の鳥居の左傍に在り(五鈴遺響)

コランバコ 御覽箱 「コランバコ」を見よ、 **コリ** 垢離 御そぎする事、又「コリ」をかくとも「コリ」をとるといふ、古事記傳に、許理は川降の約なり、垢離の字をかくは非なり云々、倭訓栞に、無並義經に、水能洗垢離と見えたり、されど「コリ」は香の義、釋氏の香水より出たる詞なるべし、かくもかくるの略語にやと云へり、後鳥羽院熊野御幸記に、臨時水をかきて以三景金「祓了」又依有三所思「取潮垢離」かく是臨時之事也云々、著聞集神祇の條に、「コリ」の水を獨りと、みければ云々」とあり、 **コリウ** 古流 松應齋安藤涼字の創めたる生花の流派、初め應雲國師より出かりと云へど、傳統詳かならず、相阿彌より谷川延芳、谷川延林、春木三應に傳へ、其門人安藤涼字に至り、始めて此名を起せり、「イケバナ」參看、 **コリウギ** 御流義 柳生流の劍術を稱していふ別名、柳生氏は代々徳川將軍の劍術師範家たるを以て此名あり、ヤギフリウ(參看(擊劍叢談)) **コリン** 五輪 天然にて地水火風空をいふ、唐土にていふ五行のこと、また卒塔婆を五重の石にて築き、この五輪に象りたるものをいふ、而して卒塔婆の一なる五輪は、其形最頂を如意珠形と爲し、高さ凡そ六寸、空に象り、次を半月とし、高さ凡そ七寸、風に象り、次を三角とし、高さ凡そ七寸、火を象り、次を圓形とし、高さ凡そ九寸、水を象り、次を方とし、高さ凡一尺、地に象る、文字は水を象りたる圓形の石面に梵文一字を刻し、地に象りたる方形の壘石へは年號其他を刻みたり、此様式の卒塔婆の我國に行はれしは、何時代たるかを詳かにせずと雖も、帝陵に就きて之を見れば、光孝天皇の陵をばはじめとし、冷泉高倉の諸天皇みな此種の卒塔婆を置きたり、此

ゴリヤ

等の内には、後世の追建もあるべきならば、俄に論定すべからずと雖も、八木柴三郎氏の説によれば、源平時代に始りて鎌倉時代、最も盛んに行はれしが如しといへり、蓋し室町時代に入りて、寶篋印塔の行はれ、平安朝時代に多寶塔の行はれしより考ふれば、八木氏の説恐くは從うべきに似たり(増補撰集覽、考古便覽(猶舊(ハカ)及び塔(タフ)の圖參看)

ゴリヤウエ

御靈會 祇園御靈會(ギヤンノゴリヤウエ)を見よ、

ゴリヤウエ

御靈會 八所御靈宮上下二社の祭を云ふ、(上)は京極西出雲寺北、下は京極大炊御門北に在り、吉備大臣、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、藤大夫廣繼、橘大夫逸勢、文大夫宮田廣、火雷天神を祀る)是昔誅叛を起して志違げざる者或は怨を含める人の靈を和める爲なりと云ふ、祇園御靈會とは別なり(續)靈座に神饌菓物を奉り律師を延きて講師となし、金光明經一部、般若心經六卷を説かしめ、雅樂寮の伶人樂をなし、天皇近侍の兒童を以て舞人となし、雜伎散樂競ひて其能をつくす、此日宣旨ありて神泉苑の四門を開き、都邑の人をして出入遊觀せしめられたり(清和天皇貞觀五年五月二十日天下疫病流行し百姓驚るゝもの多きにより御靈會を修められたり)同七年六月十四日、この日京畿七道諸人の事を御靈會に寄せて私に徒衆を聚め走馬騎射するを禁ず、土御門天皇建永元年八月二十一日御靈と稱し社祭あり、四條天皇嘉祿四年八月十九日御靈會あり將軍藤原賴經の見物あり、後ち中絶せしが、後土御門天皇明應七年八月十八日再興せられ盛に行はせられたり(三代實錄、權治要、明月記、吾妻鏡、親長記、日次紀事)

ゴリヤウノジンジャ

御靈神社

ゴリヤウノジンジャ

御靈神社

ゴリヤ

上下二社あり(一)上御靈社は山城國京都市上京區鞍馬口通御靈町(昔時京極西) (二)下御靈社は同寺町通丸太町南(昔時京極大炊御門の北) (一)上社本殿に吉備眞備、崇道天皇、伊豫親王、藤原吉子、藤原廣嗣、橘逸勢、文室宮田廣、火雷天神、相殿に小倉實起、小倉公連、典侍小倉、刑部大輔季伴、若宮に菅原利子、(二)下社本殿は上社に同じ、相殿靈元天皇、倭訓葉に「第一吉備聖靈は、舊説吉備大臣とするは非也、文武帝の皇女二品吉備内親王也、第八火雷天神も菅家の靈とするは非也、光仁帝の皇子也、山城國宇治郡靈安寺御靈明神の緣起に、若宮を雷神と稱す、光仁天皇の皇子也、御母は井上内親王にして、早良親王の御弟也、井上親王を宇治郡へ押籠たてまつりし時、御懷妊にて彼地にて御誕生ありて、後に神と現じ給ふ、雷神是也と見えたり、其雷神の稱は、凡そ怨靈の神をばいかり神と云ふに據れり、所謂祟道天皇は早良親王高野の御靈也、伊豫親王は京極下御靈なり、吉備内親王は京極上の御靈也、橘逸勢は下の桂御靈也、火雷は上の桂御靈也、宮田廣は續喜の御靈也、名勝志に上の御靈は上出雲寺御靈堂也、下の御靈は下の出雲寺御靈堂也と云へり(原治) 上社、創建年月詳かならず、社記に桓武仁明兩朝頃の勸請と云ふ、貞觀五年五月、本社に八座皆罪なくして死し、怨魂屢々災害を起すを以て、藤原基經に勸し、御靈會(ゴリヤウエ)を神泉苑に修す、至德元年九月、御靈神に正一位を授け奉るべきの宣旨あり、近古朝廷の崇敬厚く、神殿の改造毎に内侍所の權殿を賜はり、現今祭事に用ふる神輿の如きも、後陽成後西院二天皇の給附といふ、靈元上皇は兩度御幸あらせらる、特に維新前祭日に神輿今出川御門通過の際、天皇親しく朝平門内より御拜

ゴリヤウノジンジャ

あらせ給ふを例とせり(一)樓門、西に在り、本殿は中央に在り、西向なり、攝社末社等多く、拜殿繪馬堂神輿庫、風聲庫等皆具備す、境内は昔時御靈の森と稱して藤原の時山長政の據りて以て城廓として、激戦ありし地なり(二)下社、創建以下の事上社に同じ、昔時の社地は今の新町下長者町なる御靈町にして境内方一町ありしが、天正十八年豐臣秀吉命じて京極に遷す、現時の社地はなり(三)本殿は西向なり、相殿に靈元天皇を奉祀す、これ天皇が生前當社を御崇敬ありて遺詔に從ふ所なりと云ふ(平安通志、京華要誌) ゴリヤウノジンジャ 五兩判 天保五兩判(テンボゴリヤウノジンジャ)を見よ、

ゴリヤウノジンジャ

御曆奏「オンゴヨモノソウ」を見よ、

ゴリヤウノジンジャ

五流 加役流、反逆縁坐流、子孫過失流、不孝流、會放猶流をいふ、流刑(ルケイ)の條を見よ、

ゴリヤウノジンジャ

惟明親王「オホホミカドノミヤ」を見よ、

ゴリヤウノジンジャ

後冷泉天皇

御名は親仁(仁)後朱雀天皇の第一皇子、御母は贈皇太后嬪子、第七十代天皇(醍醐天皇)萬壽二年八月三日御降誕、長元九年十二月親王と爲り、寛德二年正月後朱雀帝の讓を受け、四月八日即位し給ふ、年二十一、在位二十三年、改元するもの四、治暦四年四月十九日崩す、御壽四十四、舟岡野西に火葬し、山城國葛野郡花園村大字谷口圓教寺陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

コレタ

曾の御料に(木曾義仲を云ふ)汗かけて只一口に九郎判官と、曾我物語に、御料(頼朝を云ふ)其日の裝束は云々など見えたり、後世轉じて童子の稱となり、又轉じては婦女の稱となれり、貞丈雜記に、人の妻を御料人と云ふ事、料ははからふと訓みて、内所の事どもを取計ふ故也、今時人の娘の事を御料とも御料人とも云ふ人あり、あやまりなりと云へるは蓋さるが如し(安齋雜筆、瓦礫雜考、橋庵隨筆)

コレタカシンワウ

惟喬親王

野宮と稱す、又水無瀬宮、或は木原親王と稱す(系圖) 文德天皇の皇子、母は紀靜子、名虎の女(事) 文德天皇深く惟喬を愛す、時に清和天皇太子として幼冲なり、天皇因りて惟喬を立て、儲貳と爲し、以て清和天皇の長するを待たんと欲したれども、外祖藤原眞房を憚りて遂に果さず、天安元年四品に叙し、二年太宰帥となる、貞觀五年彈正尹となり、六年常陸太守に轉じ、十四年上野太守に移る、是歲秋病によりて薨となる、十六年封六百戸を増す、惟喬固辭すれども僅許されず、寛平九年二月二十日薨す、年五十四(三代實錄、伊勢物語、大日本史)

コレンチユウ

御簾中

公卿大臣などの妻を云ふ、常に簾の中に居て、表向へ出て人に見えぬ故なるべし(貞丈雜記) 江戸時代には公家の外は、將軍三家三卿の室に限りて此稱を用ひたり、

コレムネウチ

惟宗氏(伊統)

より出づ、朝臣姓、宿禰姓あり、清和天皇の時右京の人内教坊頭奉忌寸善子弟安雄等伊統宿禰を賜はる、陽成天皇の時左京の人從五位下秦宿禰永原言す、秦始皇十二世の孫功滿王志聖朝を慕ひ歸化せんと欲す、新羅の過むる所となる、會天兵罪を屬國に問ふ、乃ち衆を帥て來朝す、臣等即ち苗裔也と、茲に於て勅

コレヤ

して永原及び從五位下秦公直宗等十餘人に姓惟宗朝臣を賜ふ、直宗法律に通じ、明法博士となる、子孫世々職を繼ぐ、玄孫允亮政治略を撰し最も著はる、一條天皇の時奏請して姓令宗朝臣と改む、後冷泉天皇の時豐前守令宗朝臣兼任、白河天皇の時宇佐地頭惟宗高安あり、鳥羽天皇の時式部省奏を以て藤原朝臣章貞を、本姓惟宗に復し、少録に任す、惟宗氏の族後世分れて、島津、原、宗、神保諸氏となる(氏族志)

コレヤスシンワウ

惟康親王

尊親王の王子、母は攝政藤原兼經の女(系圖) 尊親王の將軍、文安三年七月北條時宗等奉じて父親王の後を襲がしむ、時に年三歳、尋で從四位下に叙し征夷大將軍となる、七年十二月詔して源姓を賜ひ、從三位に進み左近衛中將に轉じ、累進して正二位中納言に至り右近衛大將を兼ね、弘安十年再び親王となり二品に叙す、正應二年九月執權北條貞時之を廢して京都に逐ふ、惟康還りて嵯峨に居り十二月薨す、嘉曆元年十月三十日薨す、年六十三(大日本史)

ゴロクガケノアツミ

五六掛鐘

初めは鐘の總名なりしが、後世木鐘のみを云ふ、五六とは五六の短を云ふ、五六の短は鐘の高頭の付はきより、



木を入れたる鐘五、六の短の圖

舌先の外縁までの間五寸六分あるを云ふ、鐘を作るに五寸六分を定法とする故なり、故に舊は總て鐵鐘木鐘に限らず云ひしが、後世は鐵鐘をカナアツミと云ひて、木鐘をのみ五六掛鐘と云ふに至れり、一説

コロク

に、鐘のヤナイ葉を試に五六三十貫の重を掛けて伸びざる故なりと、或は鐵五分木六分合せて作る故なりと、或は甲斐五六の里にて作り出したる故なりと、何も用ひ難き説なり(貞丈雜記、五六掛鐘考)

コロクアツシ

小六節

者の始たるを以て名づく、萬治寛文の頃より流行し、三味線或は一節切、笛或は箏に合せてうたひしと云ふ、歌は糸竹初心集に「小六ついた竹の杖、小六もとは尺八、中は笛、こゝろ末はじよんじよろしゆのそれまことに、さて筆のぢく、こゝろ」葉の一本に、小六と云ふは、元赤阪一ツ木村の馬方なり、美男にて風流なる裝にて馬の口を取り、京、大阪迄追ひあり、小六生れば西の國、育ちは關東の武藏野と諺はれし小六なり」と云へるも詳かならず(嬉遊笑覽、聲曲類纂)

コロゼニ

コロ銭

江戸時代錢貨の損じたるものをいふ、寛永二年八月の令に、大カケ、ソレ銭、カメナシ、コロ銭、新銭、ナマリ銭、此六錢の外損むべからず、若えらむもの、又六錢を押してつかふものあらば、其面に火印をおす(べき事)と見えたり、

コロフ

轉

江戸時代、耶蘇教より轉宗する、ことをいふ、はじめ慶長十八年江戸幕府切支丹宗制禁の令を布き、翌十九年板倉勝重等に命じて、京都及び其附近における牧師を長崎に逐ひ、會堂を破却し、また教徒を捕へて棄教せしめたりしが、當時棄教を肯んぜざるものありしを以て彼に入れて道路に放置し、もし棄教轉宗を欲するものあらば、彼のみ、轉び出で、上願す、これコロフの語の由て起れる所因なり、キリシタンシユウ(參看(内政外務衝突史))

コロボツクル

我國に於ける石器時代の住民、アイヌ語、露の下の人、其民族が、藁の葉を

コロボ

以て、屋根を葺きたるが故の名なり、按ずるに、石器時代住民に關しては二説あり、一は小金井博士がアイヌ族なりと主張するもの、一は坪井理學博士がコロボツクル族なりと主張するものにて、未だ定論を見ざるに似たり、而して坪井博士の説は、今日一般に行はるゝが故に、暫く之に従て其大要を擧ぐ、もし詳細の事を知らんとせば、東京人類學會雜誌所載の各論、並に小金井博士の「日本石器時代の住民」に就きて見るべし、日本石器時代人民は幾種族なりしかば、容易に知る事能はざれども、北海道と本州の大部分とに、分布棲息せしものは一種族たりし事、種々の點に於て遺物の一致するを以て知るを得、換言すれば或る一種族の石器時代人民、日本の大部分に通じて生存し居りしなり、而して此主要なる石器時代人民は何者なりしかを考ふるに、我々日本人の祖先ならざる事は、遺物及び遺跡發見の骨の對照に由りて知るを得べく、またアイヌの祖先ならざる事も、骨格及び風俗の比較に由りて知るを得べし、此人民に關する史傳口碑は、日本人の間には存する事なしと雖も、アイヌの間には、諸部落に於て幾分か宛存したり、今其要點を擧ぐれば、昔アイヌの日本本州より北海道の地に移り來りし時、既にアイヌに先ちて此地に鬻鬻無き人民棲息し、住居は穴に於て、屋根は主として藁の葉を以て葺き、石製の利器、土製の鍋碗を使用したり、彼等は始めアイヌと平和の交際を爲し物品交換を行ひ居りしが、後十餘の地に於て争ひを生じ、アイヌに接近して住するを厭ひ、同類相率ゐて漸次北の方に移り住けり、彼等は一種輕き物質を以て造れる舟を有し、陸上にては之を荷ひて歩み、水上にては之を浮べて乘れり、アイヌ女子の入れ墨は彼等の女子の風を學びたるなりといふにあり、蓋し北海道先住者の稱呼に付きは、アイヌの與へたる姓名の他知るに由無し、アイヌは先住者を呼ぶに種々の名を以てしたれども、就中記憶し易く發音し易きはコロボツクルと云ふ稱なり、アイヌ語にて露の下の人を義、彼の地に産する大なる露の葉を以て屋根を葺きたるが故に此名有り（本州居住の者も便宜上此名を以て呼ぶべし）而して、コロボツクル繁盛の時代は今を距る凡三千年前と假定せらる、其遺跡は北海道に於ては比較的最近と雖も、本州に於ては甚だ古き事、貝塚と現今の海岸線との距離、遺物を覆ふ土の厚さ、貝塚發見の貝殻と現在貝殻との相異等に由りて推知するを得、なほ彼等は元來何れの地方より日本の地に入り込みたるか、今之を明言する事甚だ困難なりと雖も、北海道と本州との古物遺跡を對照して、其新古に由りて判断するに、彼等は最近の移住に於て南方より北方に向ひし事更に疑ひ無し、また其體質に付きは、推考の根據とすべきもの甚だ少し、男子を換したらんと思はるゝ土偶に、鬻鬻を示したるもの無き事、貝塚發見の人類脛骨極めて圓平なる事、及び貝塚發見の人類頭骨齒を有する事の他、實物に付きは何事をも知るに能はざれども、其風俗はアイヌ間に存する口碑に由りても幾分か窺ひ知るを得、更に古物遺跡を基礎とする時は更に精く追想するを得るなり、彼等が筒袖を著、股引を穿らし事、男女の服裝に稍異る所有りし事、結髪の様なりし事、男子の遮光器を用ひ、女子の覆面を用ひし事等は土偶を以て證すべく、鳥獸魚介の肉を食ひ、時としては人肉をも食ひし事、火食の法を知り居りし事等は貝塚發見の貝殻、骨類及び灰、焼く木等を以て證すべく、また其住居が、少くとも北海道に於ては、地を掘り凹ましたる、即ち壑

コロボ

り、蓋し北海道先住者の稱呼に付きは、アイヌの與へたる姓名の他知るに由無し、アイヌは先住者を呼ぶに種々の名を以てしたれども、就中記憶し易く發音し易きはコロボツクルと云ふ稱なり、アイヌ語にて露の下の人を義、彼の地に産する大なる露の葉を以て屋根を葺きたるが故に此名有り（本州居住の者も便宜上此名を以て呼ぶべし）而して、コロボツクル繁盛の時代は今を距る凡三千年前と假定せらる、其遺跡は北海道に於ては比較的最近と雖も、本州に於ては甚だ古き事、貝塚と現今の海岸線との距離、遺物を覆ふ土の厚さ、貝塚發見の貝殻と現在貝殻との相異等に由りて推知するを得、なほ彼等は元來何れの地方より日本の地に入り込みたるか、今之を明言する事甚だ困難なりと雖も、北海道と本州との古物遺跡を對照して、其新古に由りて判断するに、彼等は最近の移住に於て南方より北方に向ひし事更に疑ひ無し、また其體質に付きは、推考の根據とすべきもの甚だ少し、男子を換したらんと思はるゝ土偶に、鬻鬻を示したるもの無き事、貝塚發見の人類脛骨極めて圓平なる事、及び貝塚發見の人類頭骨齒を有する事の他、實物に付きは何事をも知るに能はざれども、其風俗はアイヌ間に存する口碑に由りても幾分か窺ひ知るを得、更に古物遺跡を基礎とする時は更に精く追想するを得るなり、彼等が筒袖を著、股引を穿らし事、男女の服裝に稍異る所有りし事、結髪の様なりし事、男子の遮光器を用ひ、女子の覆面を用ひし事等は土偶を以て證すべく、鳥獸魚介の肉を食ひ、時としては人肉をも食ひし事、火食の法を知り居りし事等は貝塚發見の貝殻、骨類及び灰、焼く木等を以て證すべく、また其住居が、少くとも北海道に於ては、地を掘り凹ましたる、即ち壑

コロボ

穴なりし事は、彼の地に存する遺跡を以て證すべく、漁獵の法の如き、製造の術の如き、皆遺物の比較研究に由りて知るを得べきなり、而して其運命即ち彼等は北海道の地に於て絶滅せしか、或は更に北方に移りて今尙ほ其血統を存するがば、極めて重要な問題なれども、材料不足にして確答を下すに能はず、但しコロボツクルに最も好く似たる人民は何所に現存するかとの問ひに對しては、北亞米利加の北端及びグリーンランドと答ふるを得べし、是等の地方に住するエスキモー（自稱に隨へばインヌイト）の容貌風俗はアイヌ間の口碑と、古物遺跡とに由りて推測されたるコロボツクルのものに似て好く類似せり、コロボツクルとエスキモーとの一致の點中殊に興味あるものを擧ぐれば、男子鬻鬻無き女子と容貌を等うす、女子入れ墨を以て身を飾る、男子遮光器を用ひ、男女共筒袖股引を著す、男子の服は胸の部開く事短く、女子の服は胸の部開く事長し、利器の原料として石、及び獸骨獸牙の類を用ふ、小人形を造る、漁業に船を用ふ、住居の敷を掘り凹む、輕くして荷ひ易き船を有する等とす、然れども相異の點も亦尠なからず、甲は種々の土器を造れども乙は更に造る事無し、甲は唐草の如く連續せる模様を好めども乙は之を好まず、甲の製作品中には繪と名づくべきもの殆ど皆無なれども、乙の製作品中には其例決して稀ならず、甲は種々の織物編み物を有すれども乙は之を有せず、要するに此兩者の關係たるや約言すれば左の如し、エスキモーは最も好くコロボツクルに似たる人民なり、然れども總ての點に於て同様なるにはあらず、未だエスキモーを以て純然たるコロボツクルの後裔とは断定すべからず、或はコロボツクルと他種族と混交してエスキモーを生じたるかも知る

コロボ

べからず、或は一大種族の一部、先づ分かれてエスキモーの本を作り、他種族が日本の地に入りてコロボツクルの本を作りたるかも知るべからず、兩者關係の眞相果して如何なりしか未だ明言すること能はずと雖も、本州、北海道、其東北に横はる諸島、北亞米利加の北端、グリーンランド、地理學的に連接して彼我交通の途有るを思へば、兩者の間に何等かの親密なる關係の存すべきは實に疑を容れざるなり、貝塚（カヒツカ）並に其挿圖參看（石器時代總論要領）

コロボガハノサク 衣川 陸中國 膽澤郡衣川村大字下衣川に舊址あり 陸國 桓武天皇延暦八年蝦夷を征せし時、征東將軍の奏狀に、從玉造塞、至衣川營、四日、輜重受納二ヶ日とあれば、此の頃既に兵士の居櫓ありしと明なり、然れども其跡詳かならず、其後安倍貞任築きて居城とす、康平中叛して貢租を納めず、源賴義之を討ずれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を陥れたり、後荒廢したること吾妻鏡に委しく見たり、同書文治五年九月二十七日の條に、二品歷覽安倍賴時（本名賴義也）衣河遺跡、給郭土空殘、秋草鏗々數十町、礎石何在、書苦埋骨百餘年、賴時掠領國郡之昔、點此所構、家屋男子者、井殿官目、厨河次郎貞任、島海三郎宗任、境跡師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上八人男子宅並、齋、那從等屋圍、門、西界、於白河關爲十餘日行程、東據、於外濱、乎、又十餘日、當其中央、遙開關門、名曰、衣川、宛如、函谷、左郡高山、右、頗長途、南北同連、峯嶺、產業亦繁、海陸、三十餘里之際、並植櫻樹、至子四五月、殘雪無消、仍號、駒形嶺、麓有、流河、而落、于南、是北上也也、衣河自北流、降而

コロボ

通乎此河、凡官照小松嶺、成通（貞任後見）、琵琶橋等舊跡、在彼青渡之間、云々、建久元年大河兼任叛して、平泉等の地を略し、平泉、衣川に陣を構へしが、足利義兼、千葉胤正之を攻めて討破したりき、

コロボガハノサク 衣川館 陸中國 磐井郡平泉村に舊址あり 陸國 桓武天皇延暦八年蝦夷を征せし時、征東將軍の奏狀に、從玉造塞、至衣川營、四日、輜重受納二ヶ日とあれば、此の頃既に兵士の居櫓ありしと明なり、然れども其跡詳かならず、其後安倍貞任築きて居城とす、康平中叛して貢租を納めず、源賴義之を討ずれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を陥れたり、後荒廢したること吾妻鏡に委しく見たり、同書文治五年九月二十七日の條に、二品歷覽安倍賴時（本名賴義也）衣河遺跡、給郭土空殘、秋草鏗々數十町、礎石何在、書苦埋骨百餘年、賴時掠領國郡之昔、點此所構、家屋男子者、井殿官目、厨河次郎貞任、島海三郎宗任、境跡師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上八人男子宅並、齋、那從等屋圍、門、西界、於白河關爲十餘日行程、東據、於外濱、乎、又十餘日、當其中央、遙開關門、名曰、衣川、宛如、函谷、左郡高山、右、頗長途、南北同連、峯嶺、產業亦繁、海陸、三十餘里之際、並植櫻樹、至子四五月、殘雪無消、仍號、駒形嶺、麓有、流河、而落、于南、是北上也也、衣河自北流、降而

コロボ

コロボガハ 更衣 四月及び十月の朔日に、その時の衣物を著かへることをいふ、倭訓栞に四月にいふ春衣を更て夏衣にする也、冬の衣がへは十月也、俱に朔日に行はるゝ式也、草庵集に、おきかふる袖のわかれもつらからしなれて心を花に染すは、年中行事歌合に、十月更衣、たちかへて露ものこらぬ衣手は今はたぬら初しくれかな、秋の更衣といふ事あり、九月一日秋袴とて衣に綿をかきまされてくる也といへり、公事根源に、けふは衣がへなれば、宮中所々の御裝束、掃部察あらたむ、御殿のかたがら、表生絹に胡粉にて繪をかく、壁代皆撤す、御覺などもあたらしきを敷きたまふ、御服は御直衣、御ぞすすしのあやの御單、御張袴内藏察より奉る、女房のきぬ給のきぬとも衣がへのひとへ、から衣すし也、我は上臈薄裳、小上臈薄色、當の如し、と見えたり、

コウウ 牛王 陸國 神社佛寺より出す符印の一種、其社寺は熊野社、祇園社、高野山、駿河淺間社、奈良大佛殿、同二月堂、那智權現、備前西大寺及び其他なほ數多に及ぶ、牛王の儀に就きては（一）生土の二字にて、生の字の下なる一の畫が、土の字の上に付きたるを見誤りて、變じたるなり（二）牛玉の誤にて、牛玉は牛寶なり、肝膽の間に生じ、甚だ得難きものなれば、符文に用ひたるなるべし（三）牛黃なり、即ち藥中至貴のもの（四）佛の異名なり（五）牛頭大王の義なり等の説ありて詳かならざれども、蓋し佛に基きたるものに似たり、猶寺院にありては、眞言宗のそれより考ふれば、或は其宗における祈禱の札より出でたるものにして、轉じて神社にも及びたるものなるべきか、暫く記して疑を存す 印

は、高野山寶印、那智權現より那智御寶印と書した

コワウ

るあり、熊野社よりは鳥點(鳥七十五隻を以て文字を爲す、鳥は熊野の神使なりと信ぜらるる)を用ひ、熊野御寶印と書したるあり、なほ此外單に牛王寶印、牛玉寶印など記したる物及び其他諸種あり、また奈良二月堂より上のごとき印文を認めて出したることありといへり、なほ其多くは木版にて印刷したるものに係る、肉筆を用ひたるものもなきにあらざれども、極めて稀なり、また牛王を出したる寺社にありては、之を以て重なる收入と爲す(但原宿源平盛衰記兼遠起請事の條に、熊野の牛王の裏に、起請文を書き進すとあるは、蓋し書に見えたるはじめなるべし、爾來引つゞきて諸書に見え、近代まで行はれたり、而して牛王本来の性質は國家の禳災、萬民の除疫の爲めに出したる符印即ち守り札なりしが、いつの頃よりか之に起請文を認むるの風を生じ(恐くは平安朝の末よりなるべし)、殊に熊野社のそのときは盛んに武人間の起請文に用ひられ、後世に至りては起請文は牛王に認むべきものなりと信ぜらるるに至りしと雖も、猶其主眼たる神符としても行はれ、地方によりては、或は之を門戸に貼付し、或は神壇佛壇に祭る等のこともありき、而して起請文と干渉したることは、キシャウモン(の條に述べたれば、其條に就きて、本文並に挿圖參看(和漢三才圖會、高野山文書、真丈雜記、坂東觀音靈場記、日本宗教風俗志))

コワウノジンジャ

護王神社 所在山城國京都市上京櫻鶴園町○現今別格官幣社(祭神和氣清廣(ワキノキヨモロ)參看)起原宿源平盛衰の原由歲月共に詳かならず、傳へ云ふ、高雄山神護國祚寺

は、和氣朝臣清廣寶祚長久祈願の爲め創設せし所に於て、初め神願寺と云ふ、後僧空海此寺に入り、淳和天皇の朝、神護國祚寺と改め、僧文覺此寺に入り荒廢を起し、本寺創立の功と、無比の忠烈を追慕し、護法神として祠を建て、公の靈を祀る、或は云、彌慶するや此山に葬ると、孝明天皇嘉永四年三月正一位護王大明神の神號を賜ふ、明治七年十二月別格官幣社に列し、同十九年十一月三日今の地に遷座す、祭日四月四日(平安通志)

明治四十一年七月十九日初版發行
大正十四年八月十五日大増訂發行
大正 四年五月五日増訂發行
昭和二年九月一日大増訂世版發行
昭和三年十一月十一日普及版印刷
昭和三年十一月十五日普及版初版發行

大増訂 國史大辭典



第二回(かこ)


特約發賣所

東京市日本橋區數寄屋町
大阪府東區北久太郎町四丁目
名古屋市中區西區下長者町四丁目
東京市京橋區錦木町十二
東京市牛込區早稲田鶴卷町

合資社 柳原書店
合資社 川瀬書店
合資社 日川書店
合資社 國際美術社

編纂者 文學博士 八代 治
同 早川 純三
同 井野 邊茂
同 東京市京橋區錦木町十二番地 林 讓
發行所 東京市芝區愛宕町三ノ二 秀美堂印刷所
發行所 東京市京橋區錦木町十二番地 吉川弘文館
發行所 東京市日本橋區數寄屋町 六合館

縮刷普及版全六册
定價 金拾八圓
預約價 金拾參圓



578
197

578
197